

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和2年3月11日 午前10時～午後3時22分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長 中 島 由美子
副委員長 森 満 晃
委員 福 田 俊一郎
委員 川 畑 善 照

委員 永 山 伸 一
委員 新 原 春 二
委員 福 元 光 一
委員 成 川 幸太郎

○その他の議員

議員 杉 菌 道 朗
議員 井 上 勝 博

議員 松 澤 力

○説明のための出席者

市民福祉部長 上大迫 修
市民課長 西 田 光 寛
環境課長 上 口 敬 子
川内クリーンセンター所長 原 暢 幸
市民健康課長 檜 垣 淳 子
保険年金課長 山 元 茂
高齢者医療グループ長 外 山 律 子
障害・社会福祉課長 南 輝 雄
高齢・介護福祉課長 遠 矢 一 星
保護課長 松 尾 和 俊
子育て支援課長 知 識 伸 一

税 務 課 長 道 場 益 男

収 納 課 長 山 口 隆 雄

消 防 局 長 新 盛 和 久
警 防 課 長 小 倉 要 一
消 防 総 務 課 長 田 中 清 総
予 防 課 長 石 原 浩 之
通 信 指 令 課 長 坂 口 勝 彦

水 道 局 長 新 屋 義 文
水 道 管 理 課 長 草 留 隆 志
水 道 工 務 課 長 四 元 新 一
下 水 道 課 長 今 村 淳 一

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
議事調査課長 堀ノ内 孝

課 長 代 理 久 米 道 秋
管理調査グループ員 堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等		所 管 課
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第 2 1 号	薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第 2 2 号	薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	
議案第 4 2 号	令和 2 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算	
議案第 5 1 号	令和 2 年度薩摩川内市水道事業会計予算	
議案第 5 2 号	令和 2 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算	
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	下 水 道 課
議案第 4 3 号	令和 2 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算	
議案第 5 3 号	令和 2 年度薩摩川内市下水道事業会計予算	
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第 1 8 号	薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 課
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	
議案第 1 9 号	薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 健 康 課
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	
議案第 4 8 号	令和 2 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算	
陳情第 2 号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課) (市 民 健 康 課)
議案第 4 7 号	令和 2 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 5 0 号	令和 2 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障 害 ・ 社 会 福 祉 課)
議案第 4 9 号	令和 2 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算	
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	保 護 課
議案第 2 0 号	薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子 育 て 支 援 課
議案第 4 1 号	令和 2 年度薩摩川内市一般会計予算	

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、生活福祉委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から２日間にわたり、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（中島由美子）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第４１号 令和２年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）議案第４１号令和２年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総） 予算調書２２４ページを御準備ください。

まず初めに、上段の常備消防一般管理費は、前年度と同様の予算計上に加えて、今年度の新規事業としまして、経費の主な内容に掲載してありますNET119システムの導入を計画しております。

これは聴覚障害者の方々を対象とした119番通報システムで、事業費は初期構築工事費として５８万３,０００円、年間のNET119回線業務委託料として１３万２,０００円を計上しております。

この事業は、生活福祉委員会資料の１ページに掲載してございますので、詳細な内容説明は省略させていただきます。

次に、下段の常備消防車両管理費につきましては、前年度２４台の車検から、令和２年度２８台の車検と増えたほかは、前年度と同内容の予算計

上となっております。

次に、２２５ページ、上段の非常備消防一般管理費につきましては、１,６５６万８,０００円の増額となっております。これは、２年に１回の消防団ポンプ操法大会に係る経費として、大会や操法練習に係る費用弁償等１,９８１万８,０００円を措置したものでございます。

下段の非常備消防車両管理費では、同じく消防操法大会用の経費として、燃料費５３万円を増額計上したほかは、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、２２６ページ、上段の消防施設費では、東部消防署の非常用発電設備の改修工事として３,３８９万１,０００円を計上しました。

下段の非常備消防施設費では、高城東分団高城部車庫詰所新築工事及び防火水槽２基の新設など、５,６５４万３,０００円を計上いたしました。

次に、２２７ページ、非常備消防車両等購入費は、消防ポンプ自動車２台、小型動力ポンプ普通積載車１台、小型動力ポンプ３台の更新整備を計上したものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。調書６９ページをお開きください。

上から３段目の手数料、消防手数料、予算額３７５万５,０００円は、前年度に比較して１２８万円の増額となっております。これは、港町の九州電力川内発電所の３万キロリットル原油タンク１基について、令和２年度が保安検査が該当する年となっておりますので、高額手数料として２０１万３,０００円を増額計上したものです。

その他の歳入につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。予算に関する説明書の９ページを御覧ください。

下から２行目で、事項は消防指令センター機器更新事業です。期間は令和２年度から令和６年度まで、限度額は２億３,７００万円です。これは、平成２６年７月に運用を開始しました消防指令センターの指令台や指令管制システムの一部を更新し、119番通報における通報場所の位置表示システム及び出場車両運用管理システム等の電子機器の消耗による突然のシステムダウンを回避するとともに、安定した消防指令システムを維持しよ

うとするものでございます。

なお、この事業は、令和２年度中に機器更新作業を終え、令和３年度から６年度までの４年間の費用負担となります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）予算調書の２２４ページ、NET１１９の回線業務委託ということで、資料もいただいているんですが、金額的にも約６,０００万円、会話に不自由な聴覚・言語障害者等がスマートフォン操作をし１１９が行えるんですよという、なかなか分かるようで分からないんですよ。ここもうちょっと具体的に説明をいただけたら、理解できるのかなと思いますので、お願いいたします。

○消防総務課長（田中清総）予算につきましては、２２４ページにNET１１９回線業務委託等となっておりますが、このうちNET１１９システムに係る費用は初期工事費が５８万３,０００円、年間の委託料が１３万２,０００円だけでございます。それ以外は一般管理費に係る費用となります。

○通信指令課長（坂口勝彦）先ほど委員のほうから説明を求められましたので、NET１１９の緊急通報システムイメージについて御説明させていただきます。

この資料にも書いてございますが、平成３０年１２月から総務省消防庁では、言語または聴覚障害者の方に１１９番の通報をより安心して通報できるように、また外国人向けに対して三者間同時通訳も導入を１００％を目指して、総務省消防庁のほうに通達を出しております。

この中でNET１１９につきましては、会話に不自由な聴覚・言語障害者の方がスマートフォンの画面をタッチする形で次の画面に進んでいきながら、言葉をしゃべることなく、文字で通報することができるものでございます。

これにあわせて、スマートフォンのGPSを使いまして、通報した時点で、全国どこから通報しても、その消防本部に地図上でどこにいるという居場所を教えることができます。

さらに、皆さんのほうはチャット方式といいま

すけども、今で言うLINEみたいに、直接やり取りをしながら、どうありますか、どこがどうありますかというような形で直接やり取りができるほか、本人の承諾がいただければ、本人の住所、氏名、かかりつけ医、そういったものも自動的に表示ができるようになるものでございます。

○委員（永山伸一）ここにありますように、非常にいい制度で、うちも導入しますよということですが、通報者と消防局との関係について、後半でそういうことをおっしゃったと思うんだけど、もうちょっとそこら辺について、通報者と、聴覚障害者、あるいは言語障害者がタップして連絡ができる、そうしたときに局と通報者との関係、そこら辺がこれまでとするとどう変わるということ、もう一回、お願いします。

○通信指令課長（坂口勝彦）今、消防局のほうでやっておりますものは、メール１１９、またはファクス１１９というものを導入しております。これについては、約３０名ほどの方が今登録をさせていただいて利用しているんですけども、薩摩川内市では聴覚・言語障害者の方が約５００名ほど、障害者の手帳を交付されている方がいらっしゃるということですので、今後はそういう方々に向けて案内を出し、登録していただけるように進めていきたいというふうに考えております。

○委員（川畑善照）一度、緊急通報が英字で入ったことがあるんですが、あれはどういうことなんですか。結局、我々はそれを読み取るのに苦労するわけですよね。日本語にぱっと変えとか、私も余り不慣れなものですから、そこが分からないです。

○通信指令課長（坂口勝彦）今、川畑議員から御質疑がありました件に対しては、この間の原子力防災訓練のときにありました、英語文字でエリアメールとして入ってきた内容でしょうか。あれについては、消防局で送信しているわけではなくて、NTTのほうで日本語と英語と、外国人の方がたくさん日本にいらっしゃるということで、そういった方々向けにダブルでというか、そういう通報をしているような感じになっていると思います。

○委員（川畑善照）あれは日本語にすぐ変えられるんですね。

○通信指令課長（坂口勝彦）最初、日本語でエリアメールは届きます。その後に、英語で届くようになっていられると思います。

○委員（成川幸太郎）防火水槽の整備事業で新設が2基ということなんですが、これはどこどこに設置をされるんでしょうか。

○消防総務課長（田中清総）令和2年度の防火水槽の設置予定地でございますけれども、1つは天辰町のほうに予定しております、もう一基につきましては東郷町の斧渕の給食センターの国道沿いのところを予定しております。

○委員（成川幸太郎）令和2年度で新設が2基ということですが、今後まだ新設をしなきゃいけない場所というのはどれぐらいあるんですか。

○消防総務課長（田中清総）設置個数の予定につきましては、数値的なものは計上してございません。ただし、耐震性のものが市内に非常に少ないですので、そのあたりを踏まえまして、耐震性を含めて今後検討していきたいと思っております。

○消防局長（新盛和久）少し補足説明をしますが、消防水利の基準というのがございます。それに照らし合わせて今設置をしているんですが、全体では50%を少し超えた程度でございます。本市の水利の基準に照らし合わせてみると、つまり、あと半分ぐらいは、50%ぐらいは水利の基準に当てはまらないということでございますので、今年2基でございますけれども、防火水槽の設置という部分は将来的に必要なってくる事業であるというふうに思っております。

○委員（成川幸太郎）今の局長の話では、まだこれから状況を見ながら、新設が起こってくるということを考えておけばいいと。わかりました。

○委員（福元光一）消防車両の整備費なんかを計上してあるんですけど、消防自動車を購入するときに、車メーカーから購入しないで、そういう取扱いの会社から購入されますよね。それは前に質問して、いろいろそういうシステムがあるということ消防局長から説明を受けたんですけど、整備をするときに、車両と上の機械の機能、そういうのを整備するのに、別々に経費がかかるのか。それと、そういうのを整備するのに、どういう免許を持っている人が整備できるのか、わかってお

ったらず教えてください。

○消防総務課長（田中清総）消防車両を整備する場合、一般的には消防ポンプメーカーに対して入札をかけて整備いたします。消防ポンプメーカーというのは、車両のメーカーから裸の状態の車を仕入れて、それに艀装をかける、ポンプを設置したり回転灯をつけたりということですので、別々に設置することは、車両とそれ以外の艀装の部分で別々に入札とすることは難しいかと思えます。なので、そういう技術を持った、登録してある消防ポンプメーカーに対して入札をかけて、整備していくという状況でございます。

○委員（福元光一）ちなみに、そういう整備ができる免許というか、整備士の免許というのはどんなのがあるんですか。

○消防総務課長（田中清総）免許という形ではないんですが、そういう消防ポンプ車両を納入できる、薩摩川内市に登録業者の中から選定して、入札をかけております。現在では、さきの入札では8業者を選定して入札にかけております。8業者が対象としております。

○委員（福元光一）消防車両を納入できる業者に発注をかけているということですが、消防車両を購入する会社は整備工場とか、そういうのを持っていない会社から納入されますよね、入札でどこどこから購入したとき。今の答弁とちょっと食い違う点があるんですけど、納入した会社は整備を頼むと今言われましたね。

○消防総務課長（田中清総）今の御質問は、車検ですか。車検につきましては、それぞれの地元業者、ポンプ部分ではなくて、車に対しての車検となりますので、車検につきましてはそれぞれ地元の業者に対して依頼をかけております。

○委員（福元光一）それでは、車両については地元の業者に整備をしてもらうんだけど、ポンプはまたポンプメーカーが来て検査をされるんですかね。

○消防総務課長（田中清総）ポンプ部分につきましては、故障した場合等、ポンプを造った業者に依頼をかけております。

また、定期的な車の車検制度みたいな部分につきましては、ポンプに関してはそういったのはございません。

○委員（福元光一） それでは、薩摩川内市にあるポンプ車というか、消防ポンプ、そのメーカーは何種類も載っていますかね。1メーカーですか、それともこの車にはAというメーカー、この車にはBというメーカーのポンプが載っていますかね。

○消防総務課長（田中清総） ポンプのメーカーといいますか、メーカーを造る業者、これが先ほど言いました8業者あります。ポンプ自体のメーカーとかを指定するわけではなくて、全体的な機装を依頼しますので、機装ができる業者として8業者がごさいます。

○委員（福元光一） それで、ポンプのメーカーが8業者があるということで、薩摩川内市の消防自動車に何種類のポンプが載っていますかね。

○消防局長（新盛和久） 8メーカーというのは、消防車を仕様書に合わせて造れますというふうに登録してある業者が8あるんですが、ポンプについては、今度はポンプの基準というのがございます。検定品なんですけれども、A級とかB級とかC級というふうに吐出量というのが決まっています、ポンプ車については、例えばAの2級とかという部分の条件がついています。ですから、それに合わせてポンプを機装されるメーカーが造られるという話ですので、このポンプは例えばヤンマーであるとか、このポンプはクボタであるとかという部分はないんですね。

ですので、吐出量、1分間に何リッター水を出すことができるという性能を持ったポンプを、その機装メーカーが8ありますけれども、そこが消防車に入れ込むというようなやつでございまして。

○委員（福元光一） であるならば、最初の入札のときに、消防自動車を購入するときに、全く整備工場、メーカーというところの関係のない業者が応札して納入するわけですね。その仕組みというのをもう少し考える余地はないですかね。

○消防局長（新盛和久） 消防車を発注するときに、消防局のほうで、各消防本部のほうで仕様書というのを造ります。これはポンプ車であるとか、あるいはタンク車、水を積んだ車であるとか、あるいははしご車であるとかという部分に分けて仕様書を作るんですけれども、その仕様書に基づいてポンプ車を納入できますよという業者が8社ございまして、そこに入札をして、応札する企業

を決めているわけですね。

それを納入できる業者ですので、そこはあまり問題ないのかなというふうに思いますが、福元委員のほうからあったように、走る部分とポンプというのは全く別物でございますので、例えば車検については一般車両と全然変わりませんので、地元企業でやってもらって、ポンプが不具合があったら、例えば入札に応じた企業を呼んで、お願いをして修理をしているというふうになっております。

現状については、仕様書に基づいて消防車を造ることができますよというふうに手を挙げた業者に対してお願いをして、入札をして発注しているという状況でございます。

○委員（福元光一） 消防局長にお願いしておきたいんですけども、今の定年退職者の名簿にも載っていますから、引継ぎをしていただきたいんですけど、消防車両納入応札、入札のときに応札するところは一貫して製造のところで、整備工場を持っているところ、極端に言えば、そういうところであったならば、いろいろクレームが来たときとか、これから先の取引の関係で、単価自体が少し安くできる状況になってくるんじゃないかと私は思うんです。納入業者と全く整備をする会社というのは別々ですから、そここのところを検討するように、前も質問したんですけど、納入までのシステムというのをもう少し検討できないか、協議をしていただきたい。それで、とにかくこの後になりますけど、引継ぎのほうをよろしく願います。

○委員（福田俊一郎） 消防指令センター機器更新事業についてお尋ねをいたしますけれども、消防庁舎が整備をされて年月がたっておりますが、こういった機器更新とシステム更新については経年化による更新ということで捉えていいのかというのが1点と、あと一部更新ということですので、今回5年間の債務負担行為を設定しておりますけれども、この後にまた残りの更新も出てくるのかということと、それと5年間の設定をしておりますけれども、5年間の設定時間がかかっておりますけれども、これについて、なぜ5年間もかけて整備がなされるのか、そしてその業務についてはどのように対応していくのか。

そして、今回、一部更新が実施されることによる事業効果というのを御説明いただきたいと思います。

○通信指令課長（坂口勝彦） まず、劣化についてでございますけども、通常使いますパソコンの画面につきましては、夜間とか閉じたり、使わないと省エネモードになったりしますけども、通信指令課のシステムについては常にフル稼働している状態でございますので、劣化にすれば、業者に言わせると3倍から4倍の速度で劣化しているというようなことでございます。

それを突然のシステムダウンを防止するために、電化製品、パソコンなんですけども、それは大体5年ぐらい、本当は3年ぐらいが一番ベストだと言われていますが、大体5年ぐらいで更新していかないと、突然のダウンが起きてしまう可能性があることから、今回、一部のシステムを更新する予定にしております。

あと、5年につきましては、先ほど言いましたように、通産省のほうで電化製品について、大体パソコン関係は3年ぐらいで更新していったほうが望ましいと出ておりまして、大体それを基準に5年ぐらい、次のまた5年、10年後をまた次に更新していくという形で、常に安定した119番受信を受けるもので、更新するものでございます。

○委員（福田俊一郎） お尋ねしておきたいと思いますが、今回の更新については従来のシステムをそのまま引き継ぐ形で、機械を取り替えると、機器を取り替えるというふうに認識していいものか。いわゆる、今、中身については特に言われませんでしたので、プログラムとシステムの要するにソフトの部分を替えるというものではないのかどうか。

先ほど、永山委員をはじめNETの質問等もありましたので、NETを組み入れるという作業もこの中に入っているのかどうかということと、あと5年したら、また別のそういう更新、先ほど言われたみたいに5年ごとに毎回これは出てくるということで認識していいのかを説明いただきたいと思います。

○消防局長（新盛和久） 今回の更新でございますが、平成26年に更新をしたというふうに説明いたしました。その時点で、通信指令装置自体

が5年間有効のものと10年間有効のものがございます。一般的に10年で更新するんですが、今回、中間更新をするものについては5年間しか保守期限がありませんよとメーカーが言ったものでございまして、例えば自動指令装置、地図等検索装置、指令伝送装置、それを更新するものでございます。

では、5年後はどうかといいましたら、5年後は全てを更新でございます。5年後は全て更新して、また5年後は中間のそういった電子部品関係を更新する、コンピューターだけを更新させていく、そのサイクルになっております。

メリットについてでございますけれども、先ほど通信課長が言ったように、前回、この指令装置を中間更新しなかったんです。そうしましたら、6年後、7年後、8年後、急に画面が全部消えて、そのたびにNECを呼んで、だましましやってきました。そういう部分がございましたので、今回についてはしっかりと中間更新しないと、安定的な119番が常にできないということで、今回させてもらったものでございます。

○通信指令課長（坂口勝彦） 今回の中間更新の中にはNETは含まれておりませんで、別枠として運用開始します。これを119番の回線につながますと、あくまでもインターネットの回線になりますので、そのセキュリティが、119番の中にそういったウイルスが入ってくる可能性もあることから、今のところ接続を指令台に接続せずに、単独でNET119は受ける予定でおります。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第21号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第21号薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第21号薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明は、水道局の議会資料で行いますので1ページをお開きください。

今回の条例制定の概要は、地方自治法等の一部を改正する法律の公布による地方公営企業法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るものであります。

改正の内容は、地方自治法第243条の2が新たに規定されたことに伴い、現在の第243条の2は第243条の2の2に繰り下がり、薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の第5条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものであります。条例の施行日は令和2年4月1日です。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第22号 薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）次に、議案第22号薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）議案第22号薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明は水道局の議会資料で行いますので2ページをお開きください。

今回の条例制定の概要は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員の給与について、必要な規定の整備を図るものであります。

改正の内容は、地方公務員法の一部改正により、特別職や臨時的任用の厳格化を図るとともに、会計年度任用職員に関する規定を設け、企業職員であってパートタイムの会計年度任用職員として任用される者に対し、期末手当及び通勤手当を支給できるように、地方公営企業法第38条の規定により、種類及び基準を条例で定めるものであります。条例の施行日は令和2年4月1日です。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第４１号 令和２年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第４１号令和２年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） 予算調書の２６８ページをお開きください。

上段、温泉給湯事業費８８０万９、０００円は、温泉給湯事業会計の繰出金であります。

同じく下段、飲用井戸等整備支援事業費１５０万円は、ボーリング工事等の家庭用飲用井戸の整備に対して補助するものです。

２６９ページを御覧ください。

上段、水道事業費５、２９９万９、０００円を計上しております。経費の内容は、水道事業会計の水道事業会計負担金は消火栓維持経費等、水道事業会計補助金は簡易水道統合に係る償還利子分、水道事業会計出資金は簡易水道統合に係る償還元金のそれぞれ交付税算定見込額を計上したものでございます。

同じく下段、簡易水道事業費１億５、７１６万１、０００円を計上しております。経費の内容は、令和２年度から公営企業会計へと移行する簡易水道事業会計の経費でございます。簡易水道事業負担金は児童手当分、簡易水道事業補助金は償還利子及び財政支援分、簡易水道事業出資金は償還元金及び財政支援分です。

○水道工務課長（四元新一） まず歳出から説明いたしますので、予算調書の２７０ページをお開きください。

財産一般管理費２４万６、０００円は、旧工業用水道施設及び下之湯がある旧総合休養会館の維持管理等に係る経費で、施設内の草刈り業務が主な経費でございます。

次に、歳入について説明いたします。前に返っていただき、８２ページをお開きください。

財産貸付収入、予算額６、０００円は、管理施設内にある電柱等の貸付料でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一） 調書の２６８ページの家庭

用飲用水の井戸等の整備事業補助金です。これについて１５０万円、予算措置をしてあるんですが、これは無給水地域への井戸の補助金ということで、ありがたいと思っているんですけど、１件当たりどれぐらいで、件数はどの程度、令和２年度は考えていらっしゃるのか。既に、そういった要望等が上がってきているのか、そこら辺をお示してください。

○水道管理課長（草留隆志） 予算につきましては、１件３０万円を限度として、５件分を計上しております。１５０万円でございます。

令和元年度、本年度でございますけれども、２件の整備を実施いたしました。令和２年度につきましては、現在のところ、まだ申込みはございませんけれども申込みがあったときに対応できるように、一応３０万円の５件の１５０万円での予算措置をしているところでございます。

○委員（永山伸一） こういうのがあるよという紹介、いろいろと広報等もされていらっしゃるんですが、もうちょっといろいろ聞かれるんです。補助がありますよということで、無給水地域も結構ありますので、そういった方々への、市内全体の広報もですけれども、無給水地域はある程度分かっていますので、そちらへの重点的な広報、そういう方法も考えられるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういった取組みを、これは要望としてお願いしておきます。

○委員（福元光一） 草刈り機等の費用をという説明もあったんですが、年間どのくらいされているのか。何回ぐらいか。

○水道工務課長（四元新一） これは水道施設もそうなんですが、施設によって回数を変えております。もう本当、山奥にあって、人目に触れないようなところは年に２回で、一番多いところで年４回している施設もございます。

○委員（福元光一） それは甌島地区、島嶼部もやっておられますか。

○水道工務課長（四元新一） 甌島地域につきましても、基本的に、年に２回程度実施しているところでございます。

○委員（福元光一） それは指定管理者か何かか、それとも都度入札か即決かで。どういう方法で行われているんですか。

○水道工務課長（四元新一）本土地域も甑島地域も全てシルバー人材センターのほうにお願いしてやっていただいております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審議を一時中止します。

△議案第42号 令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第42号令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、予算調書の278ページをお開きください。

歳出から説明いたします。上段の温泉管理費については、560万1,000円であります。経費の主なものは、水道局お客様センターに係る委託料等を計上しております。

次に、下段、予備費については、100万円を計上しております。

予算書の166ページをお開きください。第2表債務負担行為に関する調書で、温泉給湯事業窓口等関連業務委託の期間が令和2年度に終了することから、新たに債務負担行為を設定するものであります。期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を定めるものであります。

なお、水道局の窓口等関連業務委託の債務負担行為額と業務委託の主な内容を一覧にして、水道局の生活福祉委員会資料の1ページに掲載しておりますので御参照ください。

○水道工務課長（四元新一）予算調書の279ページをお開きください。

温泉管理3,525万8,000円は、樋脇、入来、祁答院地域の温泉給湯事業の施設の維持管理に係る経費であります。

経費の主なものは、職員一人分の人件費のほか、施設の除草業務や紫外線装置の保守点検業務等の委託料、樋脇地域の民地解消に伴う配湯管布設に要する工事請負でございます。

このほか、施設管理に必要な光熱水費や漏斗ボ

ンプ入替え等に対応するための施設修繕料も計上しているところでございます。

○水道管理課長（草留隆志）引き続き、歳入の説明をしますので、前に戻っていただきまして、予算調書の276ページをお開きください。

分湯使用料は、樋脇、入来、祁答院の3地域分で、3,187万円を計上いたしました。一般会計繰入金880万9,000円は、一般会計からの財政援助分であります。繰越金100万円は、前年度繰越金の見込額を計上いたしました。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第51号 令和2年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第51号令和2年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、別冊となっております水道事業会計予算書の4ページをお開きください。

予算の内容について説明いたします。

収益的収入及び支出のうち収入では、1款水道事業収益を18億5,691万8,000円とし、水道料金・給水負担金と営業収益と、一般会計補助金、長期前受金、一般会計出資金と営業外収益

を計上しております。

5ページをお開きください。支出になります。

1 款 水 道 事 業 費 用 で 1 6 億 3 , 8 7 1 万 9 , 0 0 0 円計上し、内訳としまして、1 項営業費用として、1 目原水及び浄水費に浄水場各水源地に係る維持管理費を、以下、配水及び給水費に配水管や給水管の維持管理費を、総係費にその他の管理経費全般を、最後に、減価償却費、資産減耗費を計上しております。

2 項営業外費用として支払利息等を計上し、3 項特別損失として過年度水道料金等還付金、最後に予備費を計上しております。

以上、収入合計18億5,691万8,000円、支出合計16億3,871万9,000円であります。

続きまして、6ページを御覧ください。投資的経費の資本金的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、1 款資本金的収入として企業債、工事負担金を計上し、収入合計3億1,180万円であります。

支出におきまして、1 款資本金的支出1 項建設改良費では、1 目改良費に水道施設に係る改良費を、2 目メーター費に新設水道メーター購入費を、3 目固定資産購入費に給水車購入費等を計上しております。

2 項企業債償還金として、2 億7,972万6,000円計上しております。

以上、支出合計10億9,122万3,000円となります。支出に対し、収入が不足する額7億7,942万3,000円については、前のページ2ページになりますが、予算第4条に定めた減債積立金、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

7ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。1 年間の現金の収支として、1 1 億8,164万2,000円の現金残高になる予定としております。

8ページから13ページまでは、職員給与費の明細書であります。

14ページを御覧ください。債務負担行為に関する調書で、丸山浄水場運転管理等業務委託、水道事業窓口等関連業務委託の限度額等を記載して

あります。水道事業窓口等関連業務委託の期間が令和2年度までで終了することから、新たに債務負担行為を設定するものであります。期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を定めるものであります。

15ページをお開きください。18ページまでが令和2年度の予定貸借対照表、19ページから24ページが令和元年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、25ページから26ページが注記項目、27ページから33ページが参考資料となっております。

○水道工務課長（四元新一） それでは、水道事業の改良事業につきまして説明いたします。

別冊となっております水色の表紙があると思いますが、令和2年度水道事業当初予算資料の1ページをお開きください。

平成28年度から水道施設事業計画に基づきまして、年間7億5,000万円の事業費を投じて、老朽管の布設替えを含む水道施設の更新や基幹施設の耐震化等を計画的に実施しているところでございます。令和2年度につきましても引き続き実施する予定としており、地域別の事業内容、事業費等につきましては、表に記載のとおりでございますので、詳細の内容説明については省略させていただきます。

表の一番下の共通欄を御覧ください。

新規で3件の業務委託を計画しております。上から、変更認可申請書作成業務委託は、久見崎みらいゾーン整備に伴う給水区域拡張等の変更認可に必要な申請を作成するもの、水安全計画策定業務委託は、水源から給水栓に至るまでの総合的な水質管理を実現するため策定するもの、新水道ビジョン策定業務委託は、効率的な事業運営のもとで、将来にわたって安心安全な水の供給と災害に強い水道を構築するための方向性を明らかにするため策定するものでございます。

以上が改良事業の事業計画でございますが、この計画につきましては、現時点での計画であり、諸般の事情により変更する場合があることを御理解ください。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）2点だけ伺いたいします。

給水車両購入費が上がってきておりましたが、これは下取りがなかったのか、それとも増設でやられたのか。これを入れて給水車が何台になったのが1点。

もう一点は、減価償却費で10億円から減価償却費が上がってきておりますが、この10億円のウェートを占める部分は、何が減価償却が大きいのか。そこの2点だけを教えてください。

○水道工務課長（四元新一）まず給水車の件につきまして、現在1台保有しております。この給水車につきましては、平成19年に購入したものでございまして、もう13年経過しているということと、あと機能的に、ポンプ等がついていなくて。今までいろんな災害等の被災地に行って、給水活動をしたんですけど、ちょっと不自由する面があったということで、最新式のポンプ車を1台購入するというので、令和2年度で予算計上させていただきました。

これにつきましては、水源がどんなところからでもポンプがもうついていまして、そこから全部、その給水車の中に入れられます。そういった最新式のもので新しく購入するものでございます。

保有が2台となりますので、この2台の今後の使用方法につきましては、この最新式のものにつきましては、今後、いかなる災害が発生するかも分かりません。いろんな形で給水活動等を必要とされますので、そういったときに最新式のものであれば、どこに行っても十分な機能を発揮できるということで、一応、整備するものであります。

従来のものにつきましては、これは今の考えでございまして、今度、甕島が橋梁でつながります。だから、甕島で何かがあったときに、やっぱり甕島のほうもそういった給水車も必要ではないかということで。随時、こちらから持って行く形を取るのか、あるいは甕島に置くのか、その辺については今後、検討していきたいということで、今後2台保有ということになります。

○水道管理課長（草留隆志）先ほど、減価償却費の質問がございました。先ほど説明しました、水道事業に関する予算書の30ページを御覧いただきたいと思います。

下のほうに、減価償却費という目がございます

て、その右側のほうに明細がございます。建物の減価償却費が3,997万6,000円。これにつきましては、丸山浄水場などの建物になります。

それからその下に、構築物減価償却費5億781万3,000円でございますけれども、これは水道管が主なものでございまして、減価償却費、今年度の予算額6億9,100万円ほどあるんですけど、この主なものにつきましては、ほとんど水道管というものが主なものになります。

○委員（福元光一）給水車の台数ですね、今、どんどん災害が日本全国あるんですけど。局長、1日の水道の消費量を計算した場合に、仮に薩摩川内市で何十トン、何百トンあった場合に、川から南側が災害受けたときに、それだけの消費があると思ったら、給水車も必要ですよ。そういうことを考えて、これから先もやはり、予算のない中でも給水車を増やしていくべきじゃないかと。まず災害があったら、飲むか食べるかの問題が、もう先に来るわけですから。そのことを考えておってください。

それと、甕島地域はないとのことですけど、やはり甕島地域も最低1台は必要じゃないかと思うんですけど。そこのところもまた、これはもう質問じゃなくて要望しておきます。

それから、減価償却は分かりました。

○水道局長（新屋義文）給水車の関係です。

現在まで1台しかございませんでした。そこで、災害派遣で1台持って行っていて、その間、薩摩川内市内で給水事故が発生した場合は給水車がないという状況でしたので、これは早めに2台体制を取らないといけないということで、今年度、最新式を入れさせていただくということで対応をさせていただきました。

それと、大災害が発生しましたら、私ども外に出て行っていますけれども、鹿児島県、九州、全国からそういう給水車を派遣していただけるということになると思いますので、当面は必要な台数を確保するというので、今回入れさせていただきました。

それと甕島地域ですが、現在も給水車ではないんですが、給水タンクをトラックに積んで給水活動はしております。ただ、それを先ほども課長が言いましたけれども、今度は橋ができますので、

持って行ってフェリーに載せて、動けるように、すぐ給水活動ができるようにという部分を今回できるのかなと思っておりますので。実際、甕島地域に置くと、もうこっちが1台しかなくなるので、ということも考えながら、配置については考えていきたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第52号 令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第52号令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、別冊となっております簡易水道事業会計予算書の5ページをお開きください。予算の内容について説明いたします。

収益的収入及び支出のうち収入では、1款簡易水道事業収益を3億761万4,000円とし、水道料金・給水負担金と営業収益と一般会計補助金、長期前受金、一般会計出資金と営業外収益を計上しております。

6ページをお開きください。支出になります。1款簡易水道事業費用で2億9,981万1,000円計上し、内訳としまして、1項営業費用として、1目原水及び浄水費に浄水場各水源地に係る維持管理費を、以下、配水及び給水費に

配水管や給水管の維持管理費を、総係費にその他の管理経費全般を、最後に、減価償却費、資産減耗費を計上しております。

2項営業外費用として支払利息等を計上し、3項特別損失として過年度水道料金等還付金、最後に予備費を計上しております。

以上、収入合計3億761万4,000円、支出合計2億9,981万1,000円であります。

続きまして、7ページを御覧ください。

投資的経費の資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、1款資本的収入では企業債、出資金、工事負担金、国庫補助金を計上し、収入合計1億1,264万1,000円であります。

支出におきまして、1款資本的支出1項建設改良費では、1目改良費に水道施設に係る改良費を、3目固定資産購入費に漏水探知機購入費を計上しております。

2項企業債償還金として、7,242万3,000円計上しております。

以上、支出合計1億8,666万3,000円となります。支出に対し、収入が不足する額7,402万2,000円については、前のページ2ページになりますが、予算第4条に定めた当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

8ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。1年間の現金の収支として、2,277万2,000円の現金残高になる予定としております。

9ページから14ページまでは、職員給与費の明細書であります。

15ページを御覧ください。債務負担行為に関する調書で、簡易水道事業窓口等関連業務委託の限度額等を記載してあります。簡易水道事業窓口等関連業務委託について、新たに債務負担行為を設定するものであります。期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を定めるものであります。

16ページをお開きください。19ページまでが令和2年度の予定貸借対照表、20ページから23ページが令和2年度の予定開始貸借対照表、24ページから25ページが注記項目、26ページ

ジから29ページが参考資料となっております。

○水道工務課長（四元新一） それでは、私のほうで簡易水道事業の改良事業の概要について説明いたしますので、別冊となっております桃色の表紙があると思いますが、令和2年度簡易水道事業当初予算資料の1ページをお開きください。

平成30年度から下甌地域の長浜地区におきまして、下水道整備に併せて、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して、老朽化した配水管の布設替えを実施しているところでございますが、令和2年度も引き続き、事業費8,500万円を投じて実施する予定であります。事業内容につきましては、次年度以降実施を予定している配水管布設替えに伴う実施設計業務委託と老朽化した配水管の布設替え工事を、約1,600メートル計画しているところでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一） 流動資産の中に貸倒引当金が10万円とあるんですけど、これは何ですかね。

○水道管理課長（草留隆志） これは、水道料金のお金が滞納の方がいらっしゃって、その方たちのお金が入ってこない場合を想定したもので、見込額ということで10万円を計上させていただいて。

○水道局長（新屋義文） 水道料金でも普通、滞納分で不納欠損を行うんですけれども、貸倒引当金ということで、あらかじめその不納欠損を行うために、あらかじめ引き当てを行うものについての内容でございます。不納欠損に伴う引当金です。

○委員（福元光一） これまでもそういう事例があったんですか。

○水道管理課長（草留隆志） 一応、不納欠損につきましては、もう死亡された方とか、行方不明になった方とか、倒産された方とかについては不納欠損していきますので、そういう事例は、大体毎年発生する見込みでございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで、水道管理課及び水道工務課を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一） それでは、予算調書の271ページをお開きください。

歳出から説明いたします。上段、事項、下水処理施設管理費は、永利及び鹿島処理区の地域下水処理施設の維持管理経費であり、前年度とほぼ同様の内容ですが、昨年度予算計上しておりましたコミュニティ・プラント整備費における業務委託が完了したことから、313万7,000円の減額となっております。

次に、下の段、事項、小型合併処理浄化槽整備補助事業費は、小型合併処理浄化槽の設置整備補助に係る経費であり、内容は昨年と同様の予算計上ですが、浄化槽法の改正に伴い、国が単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強化する方針を示し、その際の宅内配管工事に助成制度を新設したことから、本市においても同様に宅内配管助成制度を新設し、併せて、くみ取からの転換についても助成を行うものとし、財政的な面を考慮して、

新築に対する補助金を基準額の2分の1に減額したところでございます。

詳細の内容は、当初予算概要138ページ下段及び別冊の生活福祉委員会資料水道局分の2から3ページに記載してありますので、内容説明は省略させていただきます。

次に、予算調書に戻っていただきまして、272ページをお開きください。上段の事項、浄化槽費は、浄化槽事業特別会計への繰出金で、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、下の段の事項、下水道管理費につきましては、前年度と同様の内容ですが、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴い、一般職一人分の職員給与費を減額するほか、下水道への接続工事に対する公共下水道等接続補助金額の総額の減により、前年度に対して1,447万4,000円の減となっております。

次に、273ページの上段、事項、都市下水路管理費及び下段のポンプ場管理費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、ポンプ場管理費においては、新たに施設の機能を持続的に確保していくために、計画的な点検調査及び長寿命的化を含む改築計画を定めた、下水道ストックマネジメント計画を策定する業務委託の費用を計上しております。

次に、274ページをお開きください。事項、下水道事業費は、令和2年度から、これまでの特定環境保全公共下水道事業を含む公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の三つの特別会計を一つの事業として公営企業会計へと移行する、下水道事業会計への財政支援に係る経費であります。

経費の内容は、下水道事業会計負担金は公共下水道の雨水ポンプの管理費等で、下水道事業会計補助金は長期債償還利子等で、下水道事業会計出資金は長期債償還元金等です。

続きまして、前に戻っていただき、83ページをお開きください。

歳入について説明いたします。衛生使用料から一番下、利子及び配当金まで前年度と同内容の予算計上となっております。

最後に、予算書・予算に関する説明書の8ページをお開きください。債務負担行為について説明

いたします。表の中ほどになりますが、事項は小型合併処理浄化槽設置整備事業窓口等関連業務委託及び地域下水道事業窓口等関連業務委託で、期間及び限度額は御覧のとおりです。平成28年度からの5か年で、水道局お客様センターに委託しております窓口業務が令和2年度に終了することから、新たに5か年分の債務負担行為を設定するものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第43号 令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第43号令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、予算調書の281ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。調書の上段、浄化槽管理費から次ページの、事項、長期債償還利子につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、前の280ページをお開きください。歳入につきましては、浄化槽事業分担金から一般会計繰入金まで前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第53号 令和2年度薩摩川内市下水道事業会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第53号令和2年度薩摩川内市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（今村淳一）それでは、別冊となっております下水道事業会計予算書の7ページをお開きください。

予算の内容について説明いたします。

本会計は、令和2年度から、これまでの特定環境保全公共下水道を含む公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の各特別会計を一つの事業として公営企業会計に移行するものです。なお、公共下水道事業につきましては、公共下水道と特定環境保全公共下水道を決算統計の区分によって、款を分けて計上しております。

収益的収入及び支出のうち収入では、1款公共下水道事業収益から、次のページ下段の、4款漁業集落排水事業収益までの9億2,442万5,000円を計上しております。

それぞれ、下水道料金、手数料等の営業収益と、一般会計負担金、一般会計補助金、長期前受金戻入等の営業外収益を計上しております。

9ページを御覧ください。収益的支出になります。1款公共下水道事業費用から、次の10ページの4款漁業集落排水事業費用では、合計9億1,103万5,000円であります。

内訳としましては、各款におきまして、1項営業費用は、管渠費用に汚水管渠の維持管理費を、以下、処理場費に各浄化センターの維持管理費を、総係費にその他の管理経費全般を計上するとともに、減価償却費及び2款以降では資産減耗費を計上し、2項営業外費用として企業債等に対する支払利息等を計上し、3項特別損失として過年度下

水道料金等還付金等を計上し、最後に予備費を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。投資的経費の資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、1款公共下水道事業資本的収入から、次の12ページ、4款漁業集落排水事業資本的収入まで、合計は8億5,393万9,000円であります。

内訳としましては、企業債、出資金、負担金、国庫補助金のほか、県支出金を計上しております。

13ページを御覧ください。支出についてですが、1款公共下水道事業資本的支出から、4款漁業集落排水事業資本的支出まで、合計11億1,972万7,000円となります。

主な内容としては、下水道施設の改良に要する経費や企業債償還金として元金償還金を計上しております。

支出に対して、収入が不足する額2億6,578万8,000円につきましては、前のページ3ページになりますが、予算第4条に定めた当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

14ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。1年間の現金の収支として、1億551万5,000円の期末残高になる予定であります。

15ページから17ページまでは、職員給与費の明細書であります。

18ページをお開きください。1款公共下水道事業資本的支出に係る継続費に関する調書で、平成30年度から事業に着手しました宮里浄化センター水処理施設増設事業の、今後の年割額等を記載してあります。

19ページを御覧ください。2款特定環境保全公共下水道事業資本的支出に係る継続費に関する調書で、令和2年度から建設予定の長浜浄化センター水処理施設建設事業の、今後の年割額等を記載してあります。

20ページをお開きください。債務負担行為に関する調書で、下水道事業窓口等関連業務委託の限度額等をお示ししております。

1段目につきましては、平成28年度からの

5か年間で委託しております窓口業務が令和2年度に終了することから、新たに5か年分の債務負担行為を下水道事業として設定するものであり、設定年度を令和2年度とし、令和3年度から令和7年度までの期間で限度額を定めるものであります。

2段目、3段目につきましては、現在、契約を結んでいる公共下水道事業と農業集落排水事業の窓口等関連業務委託の分を、4段目は公共下水道の宮里浄化センター、5段目は特定環境保全公共下水道の中甕・中野浄化センターに係る包括的維持管理業務委託の債務負担行為でございます。

21ページから24ページまでが令和2年度の予定貸借対照表、25ページから28ページが令和2年度の予定開始貸借対照表、29ページから31ページが注記項目、32ページから最後の41ページが参考資料となっております。

次に、改良工事の内容につきまして、別冊となっておりますオレンジ色の表紙の、令和2年度下水道事業当初予算資料を御準備ください。

各事業の事業概要等は、1ページから次の2ページに記載してありますので、内容説明は省略させていただきます。

なお、この工事につきましては、現時点での計画であり、諸般の事情により変更となる場合もあることを御理解くださいますようお願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）公共下水道整備事業につきまして、平佐第二地区污水管路施設工事が予定されているんですが、ここは非常に工事が遅れている。聞きますと、入札応募者がいないというような話を聞くんですけど。それについても単価の問題であるとか、その工事の割合にして単価が低過ぎるんじゃないかっていうような話も聞くのですが。これがうまく進むための対策っていうのは、何か取られているんですか。

○下水道課長（今村淳一）工事が遅れているが単価はどうなのかっていう御質問でした。

単価に関しましては、県が定めた単価を準用して採用させておりますので、それに対して低いと

かっていうのは、難しいところではあるんですけど。工事の発注ロットにつきまして、ある程度大きな形で、まとめた形で昨年後半に発注いたしましたところ、ようやく受注者のほうが出てきてくださいました。これからは発注の方式をちょっと見直す形で、業者さんにとっても少しでも利益が上がるような形で考えていきたいというふうに思っております。

○委員（成川幸太郎）計画どおりにいってあげばいいんですけども、計画ではもう来ているはずのものが来ていなくて、新設されたアパートが合併浄化槽を入れなきゃいけなかったと。業者の人は、そのほうが利益が上がったって言われていたんですけども。本来は、下水道がもうできていたはずなのについていることがあるんです。

今後、家庭用の場合はそうないんですけども、アパート等が平佐地区も大分新設されていくようですので。そこら辺の対処で、予定されているものが遅れてしまって下水につながらないと。合併浄化槽をアパート等でつなぐれたら、あとは下水道にはもうつながらないでしょう。そういうことが起こると、また下水道事業に対して影響を与えるんじゃないかと思うんで。できるだけ、予定されて発表された工事は、予定どおり行えるように進めていただきたいので、よろしくお願いします。

○下水道課長（今村淳一）我々も計画どおり進んでいくように鋭意努力いたします。

○委員（福元光一）原子力立地給付金が計上してあるんですけど、これは市に入ってきた分を配分してもらった分なのか、それとも公共下水道事業に特別に入ってくるのか。そのところを。

○下水道課長（今村淳一）原子力立地給付金は各処理場が受電をしておりますので、それに対して給付される、下水の処理場に対してそれぞれ給付されますので、それを私どもが受け取っているということです。

○委員（福元光一）それでは、この金額という根拠は何ですかね、金額。もらえるものならもうちょっといろんな運動をしたり、いろんな交渉したりしてたくさんもらえればいいんですけど、この金額というのは何か少ないような気がするんですけど。

例えば、人口割とか面積割とかいろんなもので

来と思うんです、根拠は何ですか。

○下水道課長（今村淳一） 原子力立地給付金のお金は各施設の契約電力料に対して支払われているというところですので、こちらが要求して頂いているわけではございません。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、下水道課の審査を終わります。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（中島由美子） 次は、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子） 初めに、歳出について説明いたします。

予算調書の123ページをお開きください。上段、災害復旧費から下段、狂犬病予防事務費については、前年度と同様の予算計上となっております。

124ページ、上段、環境総務一般管理費については、新規で災害廃棄物処理基本計画行動計画策定事業380万円を計上しております。その内容は、事業概要42ページ中段に記載してありま

すので、詳細の内容説明は省略いたします。下段、環境保全対策費については、蘭牟田池生態系調査がワンサイクルの完了となったことから、減額となっております。

調書125ページ、地球温暖化対策費については、前年度と同内容の予算計上となっております。下段、花いっぱいまちづくり推進事業費については、令和元年度の単年度事業として実施いたしました花いっぱいまちづくりフェアに係る経費等が減額となっております。

調書126ページ、上段、公害対策費については、前年度と同内容の予算計上となっております。下段、市営墓地管理費については、119万3,000円の増額になっており、入来大内田共同納骨堂外部改修工事が主なものでございます。

調書127ページ、上段、葬斎場管理費及び下段、一般管理費については、前年度と同内容の予算計上となっております。下段の葬斎一般管理費につきましては、新たに設定した事項でございます。墓地埋葬業務に係る経費で、事業費は301万円です。これまで、葬斎場管理費で計上しておりました、さつま町やすらぎ苑使用負担金及び火葬料差額助成のほか葬斎業務委託（墓地埋葬法第9条第1項関係）でございます。こちらは保護課で予算措置していたものを整理まとめたものでございます。

葬斎業務委託は、法の規定によりまして、身元が判明している御遺体の埋火葬を行う者がいない場合には、市長が葬斎を行う義務があるため、予算措置するものでございます。

調書128ページ、上段、清掃総務一般管理費から130ページ、上段、資源ごみ分別推進事業費については、前年度と同内容の予算計上となっております。資源ごみ分別推進事業費につきましては、地区コミ分別報奨金が400万円の減額となっております。収集量の減と古紙売却価格の下落による売却益の減少に伴うものでございます。

調書130ページ、下段、甌島クリーンセンター管理費及び131ページ、上段、最終処分場管理費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

調書131ページ、下段、上甌投入施設管理費については、223万9,000円の増額になっ

ており、その主なものは希釈用水取水ポンプ取替え修繕等でございます。

調書132ページ、上段、下飯環境センター管理費については、前年度と同様の予算計上となっております。

下段、汚泥再生処理センター施設管理費については、1,168万9,000円の減額となっております、前年度より事業者提案の施設修繕経費が低くなっていることが要因でございます。

調書133ページ、上段、災害予防応急対策費及び下段、現年公用・公共施設災害復旧事業費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の27ページをお開きください。県委託金、衛生費委託金、予算額39万9,000円のうち墓地埋葬法取扱事務委託金27万7,000円が増額となっております。

次に、財産売払収入、物品売払収入、予算額1,269万円は、約800万円の減額となっており、資源ごみ売払収入が減額の要因でございます。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）

まずは、歳出について御説明いたします。

予算調書の134ページをお開きください。上段、4款2項5目、事項、一般廃棄物処理費、一般廃棄物の収集運搬に係る経費の事業費は、前年度と同じ内容の予算計上となっております。

次は同ページ、下段の4款2項5目、事項、川内クリーンセンター管理費、川内クリーンセンターの管理運営及び維持に係る経費の事業費は、昨年度比7億9,000万円程度減額となっておりますが、これは川内クリーンセンター基幹的設備改良工事の完了に伴う減でございます。その他の経費については、昨年と同じ内容の予算計上でございます。

次に、予算調書135ページです。4款2項5目、事項、最終処分場管理費、川内クリーンセンター最終処分場の管理に係る経費の事業費は、昨年度と同じ内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算調書の29ページをお開きください。

調書記載の衛生使用料から雑入につきましては、昨年度と同内容の予算計上となっておりますが、川内クリーンセンター基幹的設備改良工事が完了したことに伴い、国からの補助金がなくなったことにより、1億3,000万円程度の減となっております。

なお、基幹的設備改良工事が完了することから、組織見直しにより令和2年度から、川内クリーンセンター管理グループの業務を環境課へ移管し、環境課で予算執行等の業務を行うこととなっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）2点だけお伺いいたします。

甌島からこちらのほうに大型トラックで臭いのするものを持ってくるけど、あの対策を臭いがしないようにできないかという意見とか、要望が何かなかったのか。3号線の走っているあのトラックの後ろをついて走っただけでも臭いがするの、フェリーに乗っていたら、もう特に臭いがするし、今回、藺牟田瀬戸架橋を使って市としては観光客の誘致に全力を尽くしてやっていくわけですけど、やはりフェリーで自家用車で行く人たちが、もうフェリーに乗り合わせたときに、すごく悪いイメージが湧くと思うんですが、その対策、あの臭いのする密封した入れ物に持ってくるのか、そういうことができないのか。そういうのを協議、これからしてもらいたいんですけど、とにかくその1件と、クリーンセンターと汚泥再生処理場の対策委員会運営費が違うんですけど、ここはどういうことでこんなに63万円と45万円になっているのか、そこ2点を教えてください。

○環境課長（上口敬子）ただいま2点御質問を頂きました。

先に頂いた1点目、臭い対策、甌島地域からのこちらへごみを搬出する場合の臭い対策ということだったんですが、現在は客船のほうでは運んでおりませんで、貨物専用で運んでおりますので、同乗されるお客様への御迷惑というのではないかと考えております。

2点目のクリーンセンターと汚泥の補助金の額

の違いということなんですけれども、後ほど、来年度からクリーンセンターの職員の管理グループが環境課のほうに来ることになり、予算も環境課で管理することになりますので、そこのところは精査していきたいと思うんですけれども、そもそも補助金の金額を上げるのは事業内容を勘案して補助金のほうを考えておりますので、それぞれの事業内容が異なることによって金額の違いがあると考えております。

ただ、おっしゃるような視点も大事かとは思いますが、今後また、そこは検証していきたいと思えます。

○委員（福元光一） 臭いのするトラック、あれは大きな字で書いてあるんですよね、薩摩川内市のどうのこうのって大きな字で。やはりもうとにかくこっち3号線を走るばかりでも、あれが民間企業だったら、やはりちょっと指導があると思うんですよ。そこの分をもうちょっと真剣にやってもらわないと、やはり甕島のイメージのためにあまりよくないと思うんですよね。

それから、クリーンセンターと汚泥再生処理場の事業の内容にというてあったんですけど、クリーンセンターは1自治会ですよね、2自治会かな、小倉自治会と川底自治会のほうが、その事業を何の事業、事業の内容は把握されているんですかね。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） 多分違いというか、川内クリーンセンターは平成7年度から供用開始をしておりますが、今の環境センターがあったところ、前の環境センターですね、それについては昭和52年からそこでたしか供用開始をしている。あと、もともとに西薩衛生処理組合であったという、元、直接市が直営していた施設であるということの違いもあるかと思えます。

ただ、後の地元との協議、建設する当時の協議等の成り立ちも違うと思いますので、そこらあたりはまたその当時の資料等を確認しながら検証していきたいというふうに思えます。

○委員（川畑善照） 一般処理ごみの問題ですけれども、今コロナウイルスでオリンピックの聖火リレーやら取り沙汰されておるんですが、延期になる、中止になるとか、まだまだ決定はしていな

いんですけれども、市街地の収集をした場合に、結局通勤者なんかのごみが、はっきり言って不法投棄だと思うんですけれども、ネットを張ったごみの中に分別しなくて、そして分別しないのは収集業者がそのまま置いて行かれる。3号線やら、この市街地のごみ収集のステーションがないところのごみを完全収集してもらおう。せめて次回に全て持って行って処理してもらわなければ、はっきり言って大変市街地の見苦しさを感じるということが、この間、地区コミの中で出たものですから、今度、中央地区の問題点として出てくるとは思うんですけれども、そういうものの対処方法はと考えていらっしゃるか。

もう業者は必ず置いていかれます。だけど、自治会の物じゃなくて、自治会外の方々が、通勤途中に入れていかれる。それがありますので、そこはどう考えていらっしゃるか、ちょっとお知らせください。

○環境課長（上口敬子） ただいまおっしゃられた青空ステーションでの、しかも通りのいいところ、利便性のよい場所の収集場というのは、会員以外の方が、特に分別の悪いごみを出されているといった場合、自治会の皆様が御苦労されているという話はよくお聞きし、理解しているところでございます。

環境課の考えといたしましては、分別の促進のために徹底されていないごみは取り残す、どこが駄目ですよということを書いて残して、分別意識の高揚を図るということで、運用をしております。

ただ、おっしゃるように、会員以外の方が利用されるところは指導ができないという声も聞いておりますので、私どもも特に3号線のように、人通りの多いところでいつまでもごみが置いてあるのは環境美化上よくないという、そちらのお声もよく理解いたしますので、建前上は分別促進をする、だから自分でちゃんと悪かったんだと思って対処していただくようにという形で取り残しをしているんですけれども、そういう事情のあるところは、一旦取り残すんですけれども、すぐ御連絡をいただければ環境課の職員が回収に今も回っておりますので、当面はそのような取組を続けさせていただいて、よい方策がないものかをまた研究

していきたいと思っております。

○委員（川畑善照）環境課に連絡したら対処するという事ですけども、できましたらそんな広い範囲じゃないから、駅周辺からそういう市のお客さんの入り口ですので、しかも3号線はやはり見苦しいですので、それに限らず、後を追うというか、それができたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ごみに対する意見はありますか。

○環境課長（上口敬子）ただいま御意見を頂きましたので、私たちも十分研究し、対処できるところはしていきたいと思えます。

○委員（森満 晃）資源ごみの売払収入の減額が相当予想されるんですけども、段ボールのだぶつきというか、その辺はもう来年度以降、またもっと何か減額が見込まれるんですかね。

○環境課長（上口敬子）資源ごみの売払収入の落ち込みで、今委員のほうからあったように、国内で、特に古紙、紙がだぶついている状況がありまして、市場が下落しております。この傾向というの、今のところはいい方向に行くというような情報はまだないところです。

○委員（森満 晃）一般廃棄物業者のほうから、いろいろ要望というか、そういったのも来ておるんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○環境課長（上口敬子）今の御質問の意味が、すみません、よく分からなかったので、もう一度よろしいでしょうか。

○委員（森満 晃）いろんな一般廃棄物の業者のほうも非常にもう収集にお金がかかるだとか、そういった部分で非常に苦慮されているんじゃないかなと思うんですけども、それに対して市のほうに対して要望というか、そういったのは出ていないですかね。

○環境課長（上口敬子）市に対する要望というよりも、今は市のほうが収集した資源ごみを売却する場合に、今はお金を出して買ってくれるんですけども、現況がどんどん悪くなっていけば、もうそれが今度はお金を市が出して引き取ってもらうというふうに転換する可能性もございます。

実際に民間事業者に対しては、有価で引き取るのではなくて、処分費用も事業者のほうが出してくれたら引き取りますよという要望書を事業所の

ほうに出されているということは聞いております。

○委員（新原春二）最終処分場の関係なんですが、今、最終処分場延命化事業と、最終処分再生事業と両方を並行で事業されているんですけども、再生事業については掘り起こして県の最終処分場に持っていくというのはよく分かるんですけども、延命化事業については、今の埋立てをされているところ、今から埋立てをするところで、発生する焼却灰、不燃残渣の外部に委託するものというの、これは今から埋立てをする部分の外部委託ということで理解してよろしいですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）再生事業については今新原委員が言われたとおり、埋め立てであるものを掘り起こしてエコパークのほうに委託をしておりますが、延命化につきましては、焼却あるいは不燃ごみの処理をすると、どうしても埋め立てるものが発生しますので、その部分を発生した段階でエコパークのほうに処分委託をしているという事業でございます。

○委員（新原春二）それはよく分かりました。ただ、これからエコパークのほうに持っていかれる部分で、計画的に県と契約をされると思うんですけども、これについては計画的にこれからどのくらいのスパンで全部処理ができるのか。

あるいはまた、新しく発生する分について、また再度持っていって、継続的に続いていくものなのか、そこら辺の状況はどうですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）エコパークにつきましては、埋立期間が15年ということで、もうお尻のほうが決まっております。新しく最終処分場を再生するにしましても、大体計画から工事完了まで大体5か年を見込んでおります。

埋立廃棄物につきましては、その5か年余――5年か4年ぐらい前までには全てを掘り起こしてエコパークのほうに委託をしていきたいというふうに考えておりますが、新しい最終処分場が完成するまでは、発生した焼却灰、不燃残渣等につきましては、埋立てができませんので、その分につきましてもエコパークのほうに処分委託をするという形になると思います。

今のところは、年間同じぐらいの量で計画的に搬出ができ、処分ができているところでございます。

す。

○委員（成川幸太郎）花いっぱいまちづくり推進事業についてお尋ねいたします。

今年が国体でまた恐らくいろんな形が取られな
きやいけないと思うんですが、予算があんまり昨
年と変わらない予算なんだけど、これで特別な今
年にかかる対策というのは取れるんでしょうか。

○環境課長（上口敬子）国体に向けての取組
がこの予算で十分なのかといった御質問かと思
います。

国体会場を彩る花については、国体推進課のほ
うで予算計上されているかと思います。環境課に
おいては、地域における花のもてなしのほうを重
点にしておりますので、ちょうど国体が開催され
る時期に、皆さんの管理されている花壇が花いっ
ぱいになるような働きかけということもしてい
きたいというふうに考えております。

○委員（成川幸太郎）国体推進課のほうを見
たら具体的に花いっぱいについてって、これと見
えないもんだから、ちょっとお尋ねした。

ただ、今のこの推進事業は、今年度で終わり
ですか。3年間と言われたので。

○環境課長（上口敬子）あと5年間は花いっ
ぱい推進事業プランの中で行動計画を立ててい
るところです。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め
ます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審
査を終わります。

ここで、休憩をいたします。再開は、おおむね
13時といたします。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後0時59分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き  
続き、会議を開きます。

---

△市民課の審査

○委員長（中島由美子）市民課の審査に入  
ります。

---

△議案第18号 薩摩川内市印鑑条例の一  
部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第18号  
薩摩川内市印鑑条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）議会資料を御覧く  
ださい。提案理由については本会議で部長が説明  
しましたので、概要について説明します。

印鑑登録の資格について、印鑑の登録を受け  
ることのできないものを見直すこととするもので、  
成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等  
を図るための関係法律の整備に関する法律の施行  
に伴い、成年被後見人の人権が尊重され、成年被  
後見人であることを理由に不当に差別されること  
のないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その  
他権利の制限に係る措置の適正化を図るため、文  
言の整理を行うものでございます。この法律の目  
的は、成年被後見人等を資格・職業・業務等から  
一律に排除する規定等を設けている各制度につい  
て、欠格条項等の削除や、心身の故障者の個別  
的・実質的な審査により必要な能力の有無を判断  
する規定に変更するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。御質  
疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認め  
ます。

これより討論、採決を行います。討論はあり  
ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認め  
ます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありませ  
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認め  
ます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

---

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）予算調書の120ページをお開きください。上段の市民政策調整費から121ページ上段の交通災害共済事業費までは、前年度と同内容の予算計上となっております。下段の戸籍住民基本台帳費です。委託料が1,136万7千円の増となっておりますが、戸籍システムの改修を行う経費で、戸籍の附票とマイナンバーを紐づけさせるシステム構築経費でございます。次の122ページをお開きください。住民基本台帳ネットワークシステム事業費及び個人番号事業費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入について説明いたします。予算調書の24ページです。国庫補助金の社会保障・税番号制度整備事業補助金が増額となっており、戸籍システムの改修にかかる補助金で国の10割補助となっております。その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）122ページの個人番号事業費の関係です。マイナンバーの経費という考え方でいいですね。元年度まででいいのですが、マイナンバーの交付率、全体の、そこはどのようにとらえていらっしゃるんですか。

○市民課長（西田光寛）3月1日時点での数字でお知らせしたいと思います。申請枚数が19,387件の20.3%、交付済み枚数が16,372件の17.15%、この数字はいずれも国平均、県平均を上回っている数字でございます。最近、公務員等の取得が徐々に増えてきて、少しずつではございますが、伸びてきている状況でございます。

○委員（永山伸一）今度、国保のところでも、

一緒にマイナンバーに入れるというようなこともありますので、いろいろ取組をされているのは承知をしているんですけども、なかなかその割には伸び率が低いというふうに感じています。更なる努力をよろしくお願いいたします。

○委員（成川幸太郎）今に関連してですが、住基カードをまだ保持されたままの人というのは、どの程度あるんですか。

○市民課長（西田光寛）同じく3月1日時点の数値です。今、まだ住基カードをお持ちの方が7,124枚お持ちでございます。この方々は、順次、期限が切れるごとに切替えをいただいているところです。

○委員（成川幸太郎）合計したら、二十五、六%ということですか。じゃあ、かなり高い保持率ということですね。

ぜひ、また言われたように、マイナンバーカードの書換え、発行が進むようによろしく願います。

○委員（福田俊一郎）ささいなことなんですけど、この行政チーム専門員の5種とか2種とかありますけれども、これは何か、その種によって配置が決まっているんでしょうか。

いずれにしても、この5種とか2種、どういうものんでしょうか。

○市民課長（西田光寛）5種の方は、主に電話交換手と総合案内窓口の受付のほうをいただいています。2種の方は、もう一般の市民課のフロア等の事務をいただいている。

○委員（福田俊一郎）それは、その級によって職があるわけですね。何種目ぐらいあって、本市は何種の方々がおられる。ここでは2種と5種ってありますけど。

○市民課長（西田光寛）すいません、正確には総務課のほうで、総務課と行革課のほうで把握しており、私のほうでは何種類あるかは、ちょっと承知しておりません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

△市民健康課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第19号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第19号 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）条例の制定について説明いたします。

平成31年3月に長浜診療所の医師が退職後、医師募集を行ってきましても、応募がないまま、手打診療所医師が退職願の提出があり、令和元年9月から手打診療所2名体制に向けて医師の募集を開始しました。

その後、医師募集に対する応募を受け、協議、交渉の結果、令和2年4月から手打診療所の医師を2名の医療体制で実現する見込みとなり、医療体制の維持ができる体制を取るために、長浜診療所を手打診療所の附属施設とする改正を行うものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）歳出予算から御説明いたしますので、予算調書の136ページをお開きください。

上の段の保健衛生一般管理費につきましては475万2,000円の増額となっており、その主なものは、保健師業務専門員及び市民健康課職員の給与等の増額に伴うものでございます。

下の段の予防接種事故救済措置費につきましては48万1,000円の増額となっており、予防接種法に基づく救済措置費の増額によるものでございます。

次の137ページをお開きください。上の段の巡回診療事業費については、前年度と同様の予算計上となっております。

下の段の保健対策推進事業費につきましては15万9,000円の減額で、食生活改善推進員の会員の減によるものでございます。

続きまして、138ページをお開きください。上の段の地域医療対策費につきましては1,708万2,000円の増額で、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金の増額によるものでございます。

下の段のすこやかふれあいプラザ管理費と139ページの上の段の保健センター管理費につきましては、それぞれ55万7,000円と30万円の増額になっておりますけれども、委託料の増額で昨年10月の消費税の増額に伴うものでございます。

下の段の保健指導費につきましては58万1,000円の増額となっており、システム保守料の増額と健康づくり計画中間評価のための事前調査費によるものでございます。

140ページをお開きください。

上の段の母子保健事業費につきましては1,031万9,000円の減額で、妊娠届出数の減少に伴う委託料の減額であります。

下の段の健康増進事業費につきましては

573万3,000円の減額で、各種健診の受診の減に伴う減額であります。

141ページをお開きください。感染症予防費につきましては、1,184万1,000円の増額で、昨年度から実施しております風疹抗体検査及び予防接種の予算要求が、昨年度は当初予算でなかったための増額になっております。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、30ページをお開きください。国庫補助衛生費補助金は予算額598万8,000円で、149万3,000円の減額となっており、先ほど説明いたしました妊娠届出数の減少が主なものでございます。

県補助金衛生費補助金は予算額2,943万2,000円で、1,511万8,000円の増額となっております。先ほど、歳出で説明しましたけれども、風疹の追加的対策によるものが主な要因でございます。その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上になっております。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）**コロナの新型ウイルスの対応については、その川内保健所のほうで相談窓口をつくって情報の提供と、あるいは収集等を進めていくということで、今、迅速な対応を取っていただいているところでありますけれども、新年度予算については急にコロナが出てきた関係から、補正等も急に出すこともできない状況の中で、どんな対応をしていかれるのかを、ちょっとお示しいただきたいと思います。

**○市民健康課長（檜垣淳子）**今、市のほうでも対策本部をつくりまして、いろいろと検討しておりますけれども、発生した折には、その消毒だったりとか、いろんな業務が出てくると思いますけれども、今のところは、そういう発生もありませんので、そのときにという形で検討しているところです。

**○市民福祉部長（上大迫 修）**今、福田委員のほうからありましたが、コロナインフルエンザの関係につきましては、従前からマニュアルといえますか対応をしておりましたので、それについて新たな予算の発生はありませんでした。

具体的に経費が発生するものとしては、相談の24時間対応になっていきますので携帯を所持しておりますが、保健センターのほうが持っています通常の携帯をそちらのほうに振り向けたりしていきますので、直接新たに購入したりとかという経費は発生していないところです。

今後、事態のほうが進展した場合につきましては、消毒とか防疫とかいった部分等もありますので、そこら辺については感染者保護の指定の基準に従って対応していった、最終的に整理をさせていただくということになるかというふうに思います。

現時点で補正予算を組んで、予算を組んでの対策といった部分までは及んでいないということでございます。

**○委員（福田俊一郎）**ここは所管が、ちょっと分からないんですけども、庁舎等といったところの消毒をしておりますけど、この消毒の事業費については、どのように対応して適用しておられるのでしょうか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）**消毒に関するものにつきましては、公共施設、本庁支所という形で考えますと、庁舎管理上、財政活用推進課がございまして、庁舎管理に、それに必要なものの調達を既定予算の中で対応しているという形でございます。

調達する数量のほうが多くないので、既定の予算の工面の中で対応は取れているという考え方でございます。

**○委員（成川幸太郎）**今の新型コロナの検査です。この前も答弁をいただいて、県の発表でも日に日に検査を受けた人が増えているようですが、今現在の薩摩川内市で検査を受けた人と、その検査をする機関というのが、薩摩川内市では、今実際、何か所で検査をするようになっているのでしょうか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）**検査を行うところとしましては、今、薩摩川内市は1か所になります。あと、検体を鹿児島市内のセンターに送って検査をするという形になっております。

薩摩川内市で何件検査をしたかというのは分からない状況であります。県内全体では分かっておりますけれども、薩摩川内市がということは分

かっておりません。

○委員（新原春二）森永前議員がおれば聞くんだったろうと思いますけども、保健対策推進事業費の中で、この食生活改善推進員が減っているという話を、今、されましたね。

この人選においては、各地区からの、大体均等割で選出をされていると思うんですけども、やはり高齢者になっていらっしゃるというのは、よく聞くんですけども、この選出の在り方はどこが選出をして指定をされるのか、これはどうですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）市のほうで養成講座をいたしまして、募集をして食生活改善推進員になっていただくという仕組みになっておりますので、地区でどれだけということにはなっておりません。市全体でということで、今年もまた人数がかなり減りましたので、養成講座をする予定であります。

今現在の食生活改善推進員さんの方にも、近くの方とか知り合いの方に応募をしていただくようなことをお願いはしておりますけれども、全市的に募集をする予定ではしております。

○委員（新原春二）市民の食生活に対する指導をされる場所ですので、非常に大事なところだと思いますんで、今、現に減っているというのはよく聞いて、私も辞めたい、もう私も辞めるとかいう話をよく聞くんですけども、そこら辺の補充体制をしっかりしていただくと同時に、その組織の、やっぱり組織全体の指導というの、やっぱり必要になってくるんじゃないかなという、私もいろんな話を聞いてですが思いますので、そこら辺の指導体制と選出体制、また増員をよろしくお願いします。

以上、要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第48号 令和2年度薩摩川内市国

民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第48号 令和2年度薩摩川内市国民健康保健直営診療施設

勘定特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）歳出予算から御説明いたしますので、調書の322ページをお開きください。

上の段の一般管理費につきましては7,456万2,000円の増額になっており、医師住宅建築工事請負費2,640万円、診療業務委託料3,300万円及び研修業務委託料825万円、電子カルテシステム更新3,245万円が主なものとなっております。

下の段の医師研究研修事業費につきましては197万1,000円の増額で、医師、歯科医師医療学会等の出張旅費及び医師住宅等の管理費が主なものとなっております。

323ページをお開きください。上の段の医療用機械器具費につきましては881万2,000円の増額で、上甌診療所の医療機器の935万円及び4月から追加される診療科目の備品購入費73万6,000円等が主なものとなっております。

下の段の医療用消耗機材費及び324ページ上の段の医療医薬品衛生材料費につきましては、それぞれ164万7,000円、1,536万円の減額で、患者数の減によるものでございます。

下の段の入院給食一般管理費及び325ページ上の段の入院給食材料購入費につきましては、前年度と同内容の計上となっております。

下の段の長期債償還元金及び326ページ上の段の長期債償還利子については、減額となっております。下の段の予備費につきましては、前年と内容同計上となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。313、314ページの入院収入及び315ページから320ページまでの手数料につきましては、患者の減による減額となっております。

320ページ、その他繰入金につきましては1,920万4,000円の増額になっており、下甌手打診療所に配備する医療機器が主なものとなっております。

国民健康保険事業特別会計繰入金につきましては、3,478万3,000円の増額になっており、各診療所の運営費補助及び診療施設整備に係る繰

入金の増額になっております。

３２１ページをお開きください。雑入につきましては、前年度と同内容の予算計上になっております。

次の診療施設等整備事業債につきましては、１，９７０万円で、下甌手打診療施設等整備に伴う過疎対策事業債であります。

次に、予算書予算に関する説明書の３２５ページをお開きください。

下甌手打診療所診療業務委託の期間が、令和２年度予算額３，３００万円の債務負担行為における支出予定額は、下甌手打診療所医師の診療業務委託料であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）１点だけ。医薬品購入ですけれども、金額的にも大分大きいんですが、今、診療所におけるジェネリック医薬品の活用、そこら辺なんか、その割合としてできるのか。ドクターの意向もあって難しいんですけど、当局としてジェネリックの活用をどの程度考慮されているのか。そこら辺、非常に難しいかもしれないんですが、もし考え方があればお示しください。

○市民健康課長（檜垣淳子）ジェネリック医薬品は、できるだけ活用をお願いしますということで、ドクターには説明をしておりますけれども、なかなか進まない状況ではあるところです。今現在１３％になっており、今後、五、六十％までは、こちらの国民健康保険と同じような形で進めたいと思っているところです。

○委員（永山伸一）お話があったみたいに、ドクターの意向があって、非常に簡単には進められないんですが、医薬品の価格を下げるという一つの方法論であると思うんです。

そこら辺、またドクターともよく協議の上、できるだけ、そのジェネリックの活用が広がれば、医薬費の購入費が少しでも落ちるのかなというようにことも考慮いただければなというふうに思います。要望です。お願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め

ます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△陳情第２号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○委員長（中島由美子）次に、陳情第２号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。

陳情文書表については、配付してありましたので、朗読を省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、本陳情について当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）要望書の現在の状況について御説明したいと思います。

まず、１番目の公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めることということでございますけれども、公共喫煙場所については、薩摩川内市では現在はない状況で、市民の要望についても、今のところは聞いていない状況であります。

２番目の飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成をということでございますけれども、国が受動喫煙防止対策助成金制度を制定しておりまして、その制度の活用について周知を図っているところです。

県庁のほうでの申請になっており、平成３０年度は２件、令和元年度が２３件の申請になっているとは聞いておりますけれども、薩摩川内市地域別で件数の把握はできていないということでございました。

また、市の商工部門によりましては、以前より店舗改修費補助金制度がありまして、年間２０件

ほどの申請があるということですが、受動喫煙対策の活用はなかったということですので。

また、相談等については対応していることですが、現在のところ、相談もないということでした。

3番目のマナーの向上に対する普及啓発についてですが、薩摩川内市でも、あと保健所でも機会があるごとに、パンフレット等を活用して周知しているところです。

**○委員長（中島由美子）** ただいま説明がありましたが、陳情の内容等を含め、当局に確認したい事項があれば質疑を行い、その後、委員間の自由討議により審査を進めたいと思います。

それでは、まず質疑はありませんか。

**○委員（成川幸太郎）** ここでいいのかどうか、先ほど、2番目の国の制度があるということでした。薩摩川内市は店舗改装補助というのを使っているんですが、市民健康課なのかどうか分かりませんが、仮に、この分煙、店舗改装をするときで分煙制度の設備を入れたりする場合は、この店舗改装費の対象になるのでしょうか。ちょっと分からない。ここじゃないですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 所管が違うのですが、市のほうで店舗改装補助をするに当たって、もし仮に、分煙の制度のほうを優先する国の制度があるとする、そちらのほうを使っただけというのが通常の補助適用の考え方ですので、恐らく国の制度のほうを使われることを進めているという形になるかと思います。

ただ、ほかの店舗の部分であれば、当然に商工政策課のほうに対応しているという理解をしています。

**○委員（川畑善照）** この陳情は、恐らく全国的に出されていると思うんですが、国の補助に限らず、地方自治体のたばこ税は、一般歳入に入るわけですが、やはり地方で、地方自治体でそれをやっている例があるかということを調べてもらえますか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 2点あったと思いますが、このような要望については、県内の自治体全てに入れているようでございます。なので、同じように市議会に働きかけはあるというこ

とで御理解ください。

それと、そのたばこ税の使い道としての議論を当局においてしているのかということですが、これについては議論はいたしておりませんが、あくまでも、そのたばこ税、税法の中のほうで一般財源という形になっておりますので、その使途について議論をする、考え方がないといったほうが正しいかというふうに思います。

**○委員（川畑善照）** それは分かるんです。以前、たばこ税連絡協議会というのがありまして、1市3町、市長・町長、それから税務課長、そしてたばこ組合の専務理事長、そういう会があったんですけれども、補助金の縮減ということで、それが、もう連絡協議会がなくなって、その後、例えば環境的な面で薩摩川内市でどういうのに使われているかという事は把握されていますか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 恐らく、その1市3町でつくった協議会の部分、補助金が減額され、最終的には物品の購入とか、その組織的な支援なり、そういう取組を支援した経緯がありますけど、現時点におきまして、その協議会に対する対応の部分のほうは、一応整理がついたということですので、現時点において、このたばこ税のうち、どんな使い方をしているのかという把握も、当局においては実際していないというところでございます。

過去におきまして、そのような対応をしてきた経緯があるということは承知しておりますが、現時点においては、その対応が済んだものとして、粛々とたばこ税、一般財源という形での財源活用を図っているというような状況でございます。

**○委員（川畑善照）** それは、結局この内容というのは、市民健康課だけでは分からないと思うんです。税務課のほうで出しているんです、現実に。出しているというのは分かっているんです。ただ、今回、受動喫煙のためにこういう制度をつくってくれというのが考え方でありますよね。

それで、このたばこ税が一般財源に行っている関係で、その歳出のほうで市民健康課のほうで議論するだけでなく、やはり縦割りの、行政のちょっとしたネックがあるわけですが、庁内の、それを話す機会がないのかなど。税務課とか、あるいは環境課とか、それが、この中には

たくさん含まれている。それが、結局窓口がここになっているというのが、どういう理由なのかなと思って。分からない。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 私のほうで、当局のほうで陳情第2号が市議会に出されたことを受けて、生活福祉委員会に付託されたというふうに理解をしております。

その中で、非常に私どものほうがお答えをしたのは、「記」の下の4項目について、当局がどのような対応をしているということ説明申し上げたのであって、今、川畑委員が言われました過去からの部分、それとその協議会から出た、協議会に対して何かしてくれとかいうこととか、そこら辺の部分については、お答えする範囲ではないだろうと思いますし、今後、また市議会のほうで議論いただくものではないかなというふうに感じています。

とても所見的な部分になっておりますけれども、申し訳ありません。

**○委員（川畑善照）** であれば、結局この陳情が全国的に出されているとは聞いているんですが、全部、もう市民健康課とか保健のところでは議論されているのか、そこは分かりませんか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 市民健康課のほうで、この対応をさせていただいているのは、健康増進法、要するに、受動喫煙でありますとか、この分煙とかいったことの施策を市民向けに取り組むというふうに所管を抱えておりますので、市民健康課がしているものです。

その全体のうち、産業界のほうでありますとか関わる部分については、ちょっと論点というか、所管が異なるというふうに考えております。

**○委員（森満 晃）** 関連しまして、今の陳情書を今回この生活福祉委員会のほうで意見を交わすということは、結局、やっぱり分煙と受動喫煙防止の推進の観点のほうが主じゃないのかなと思うんです。

前回、平成30年にも受動喫煙防止を求める請願が出されて、そのときは、全会一致で採択をされて、それから2年ぐらいたっているわけなんですけど、そういった意味では、社会全体として意識は高まってはきているんじゃないかなと思うんですけども、その辺は市としてはどのようなお考

えをお持ちですか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 法案もできまして、施設についても義務がなされ、100平米以上の店舗等については、そういう規制等も入っておりますので、制度的にも認識的にも高まっているとは思っております。

ただ、それがその住民の方々や関係の皆さんが考えておられるところまでであるのかということについては、やはり立ち止まって考えないといけないと思いますし、今後、私たちのほうが、今、とっている施策のほうを更に進めていく上では、その予算を伴う、伴わないに関わらず、県とか協議しながら取り組んでいけるものかというような認識、スタンスであります。

**○委員長（中島由美子）** まだ、当局に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** では、ここで質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。御意見はありませんか。

**○委員（川畑善照）** はっきり言って除斥の対象かなと思ったら、いいということですので発言をさせてもらいますが、これ、一たびこ販売協同組合だけの問題じゃなくて、飲食店組合やら、いろいろ話をしているわけです。

そしてこうなってくると、大変資金が苦しくて、今のコロナの問題もあつたりして、だから、やはりそういう分煙体制を作りたいけれどもできないということも聞いておりますので、こういう陳情が出てきたと思いますので、そのところは、皆さん、御理解をいただきたいなと思います。

**○委員（新原春二）** これについては趣旨はよく分かります。ただ、記述にありますように、1、2ありますように、3番、地方たばこ税の一部を活用するというのが、非常に引かかるんです。

歳入では、地方たばこ税がもちろんあるんですけども、歳出については一般財源ですので、たばこ税を限定をして、目的での支出になっていないので、ここは、これを陳情採択をするとしても、この部分を削除をしないと、なかなか難しいなと私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

**○委員（成川幸太郎）** 同じように、もし採択

するとすれば、地方たばこ税の一部を活用しというのを排除して、その分煙に関するところは陳情があったというふうに趣旨採択ができるものか、できないもんか。

○委員長（中島由美子）趣旨採択はできません、一時休憩します。

~~~~~

午後2時37分休憩

~~~~~

午後2時58分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、自由討議の最中だったのですが、まだ御意見ありますか。

○委員（成川幸太郎）仮にいろんな形でこの分煙の制度を進めていくとうことで、例えば、もし仮に可とした場合に、この4番の国に対して薩摩川内市議会として制度を要望するということ、この要望文書については誰が作るのか。委員長が作られますか。もし、可とした場合に。

○委員（森満 晃）4番について、私はこの活用できる制度の整備を要望するということなんで、例えば、これが県の議長間とかそういったときに、議長間でそういったのを口頭でというか、そういうことで問題はないと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）それでは、自由討議を終わり、質疑に戻しますが、ほかに質疑はありませんか。

○委員（森満 晃）十分議論も交わされたと思いますので、採決をお願いします。

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

今、本陳情の取扱い、採決を求める声があったのですが、ほかにありませんか。

討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行います。本陳情について、趣旨を了とし、採択す

べきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中島由美子）起立多数であります。よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第2号の審査を終わります。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず歳出から御説明いたしますので、予算調書の142ページをお開きください。

上段、事項国民年金事務費においては644万円を減額をしております。主な理由は、人事異動に伴い職人一人分の給与等を減額したことによるものでございます。

次に、下の段になります。事項国民健康保健対策費におきましては2,606万7,000円を減額をしております。主な理由は、国民健康保健事業特別会計への法定外繰り出しを、国の方針に基づきまして令和2年度より行わないこととしたことに伴います減額でございます。

次に、143ページをお開きください。事項後期高齢者医療対策費におきましては、3,172万1,000円を増額いたしております。主な理由は繰出金で、鹿児島県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。前にお戻りいただきまして予算調書の32ページをお開きください。

3行目の衛生費負担金のうち、4行目、節後期高齢者医療助成費負担金、予算額3億1,689万円は、2,087万5,000円増額をいたしております。

これは、歳出の鹿児島県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額に伴い、県負担分が増えたことが要因でございます。

次に、5行目の雑入では431万2,000円減額しております。主な理由は、6行目の節後期高齢者医療制度特別対策補助金内の人間ドッグ利用補助金におきまして、これまで全額補助されていたものが、補助率が約半分になったことが要因でございます。

なお、その他の歳入につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、債務負担行為の設定について説明をいたします。予算に関する説明書の8ページをお開きください。

保険年金課分は、上から7段目の長寿健診受診券作成業務委託でございますが、昨年度と同額でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第47号 令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第47号令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）まず、歳出から主なものについて御説明をいたします。

予算調書の295ページからになりますけれども、296ページ下段の運営協議会費までにつきましては、昨年度と同内容の予算計上となっております。

次に、297ページ上段からになります。一般被保険者療養給付費について、7,871万4,000円を増額をいたしております。主な理由は団塊の世代が70歳を超えてきていること等を踏まえまして増額でございます。

次に、297ページ下段、退職被保険者等療養

給付費については、5,585万1,000円を減額をいたしております。主な理由は、退職者医療制度の廃止に伴います経過措置が令和元年度で終了したことによる減額でございます。

次に、298ページ、事項一般被保険者療養費から、299ページ上段、審査支払い手数料につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、299ページ下段、一般被保険者高額療養費につきましては、7,142万7,000円を増額をいたしております。主な理由は、入院件数等が増加傾向にあること等を踏まえまして増額でございます。

次に、300ページ上段、退職被保険者等高額療養費については、5,585万1,000円を減額をいたしております。主な理由は、先ほど御説明いたしました退職被保険者等療養給付費の内容と同じく、退職者医療制度の廃止に伴います経過措置が令和元年度で終了したことでございます。

300ページ下段、事項一般被保険者高額介護合算療養費から、303ページ下段、出産育児一時金支払手数料につきましては、前年度と同内容の計上となっております。

次に、304ページ上段、事項一般被保険者医療給付分から、306ページの上段、介護納付分までは、県に納めます国民健康保険の納付金でございますけれども、総額で3億2,476万9,000円を増額をいたしております。主な理由といたしましては、委員会資料の15ページから16ページに記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

次に、307ページの上段、事項特定健診保健指導事業費から、312ページ下段の事項予備費につきましては、前年度と同内容の計上となっております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前のほうにお戻りいただきまして予算調書の292ページをお開きください。

○税務課長（道場益男）1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして、前年度より5,076万5,000円増の15億4,198万9,000円を計上いたしております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして前年度より1,758万9,000円減の171万4,000円を計上いたしております。退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分におきましては、経過的に存続されておりました退職者医療制度の加入者全員が65歳に到達するという一方で、令和元年度をもって対象者がいなくなります、資格要件等の過誤調整の可能性もございますことから、予算上1,000円ずつを計上させていただいているところでございます。

2款1項2目の督促手数料は前年度と同じでございます。

○保険年金課長（山元 茂）引き続きまして、保険年金課に係ります歳入について御説明いたします。

292ページ、下から5行目、国庫補助金から294ページ、下から3行目の雑入までとなりますが、その中で主なものについて御説明いたします。

まず、予算調書の294ページをお開きください。上から4行目、他会計繰入金、一般会計繰入金、予算額7億9,532万2,000円は、2,303万円減額をいたしております。これは、本年度より国の方針等によりまして法定外繰入を行わないことにしたことが主な要因でございます。

次の基金繰入金、国民健康保険繰入金2億6,710万5,000円は、令和2年度より新たに予算計上いたしましたもので、その理由といたしましては、国民健康保険事業納付金が昨年度より増額になったことに伴う歳出増と、法定外繰入をしないことに伴います歳入減を補うために基金からの繰入れを予算計上したものでございます。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、債務負担行為について御説明いたしますので、予算に関する説明書の296ページをお開きください。

債務負担行為につきましては2件ございますが、ともに昨年度と比べ大きな金額の変動はございません。

続きまして、制度改正等の概要について主な点について御説明をさせていただきます。

委員会資料の15ページをお開きください。

まず、1、令和2年度国民健康保険制度の改正等については記載のとおりでございますが、賦課限度額の引上げと低所得者に係る保険税軽減の拡充についてそれぞれ本年度において改正をすることといたしております。

続きまして、2、令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業計画についてですが、資料は16ページから19ページまでに掲載をいたしております。なお、それぞれのページにおきまして網掛けになっている部分が昨年度からの変更になった点となっております。

内容の詳細につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じますけれども、令和2年度から新規で行います高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきまして19ページの最後に（7）として網掛けの内容を追加していることを申し添えます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）国民健康保険事業費の給付金の関係です、やはり引がかかるのが、令和2年度でいろいろ諸事情があつて3億2,400万円増額になるということで、幸い令和2年度は基金を取り崩して税金は上げませんでしたということなんです、基金もいつまでも続わけじゃありませんので、これが減っていけばまだいいんですけども、年齢的にはずっと団塊世代、またこれが増えていくとなるとやっぱりどうしても保険税引き上げという部分が考えられてくるんじゃないかというのを危惧します。そこら辺は当局としてはどのように、今後のこととして。令和2年度は基金取り崩しで何とか税金を上げなくても保険税を上げなくてもよかった。

今後、見込みという分をどのように考えていらっしゃるのか。というのが、県連合にすることで市町村の負担が少なくなるんじゃないかということとこれまでずっと議論してきたんです。まとめることで。何かそういう思いとは裏腹に逆にまた市町村の負担がどんどん増えていく、こういう部分に対してちょっとやっぱり国保の将来的な部分をちょっと危惧しているんですけど、そこら辺

を当局はどのようにお考えでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） ただいま、委員から御指摘があった点でございますけれども、平成30年度から財政的な部分が県に移りまして、県の指示額に基づいて毎年予算措置をしているわけでございます。

この金額の増減につきましては、私どものほうも県のほうに精算といいますか、要求された金額の実績との乖離部分についてどうにかならないかということは常々申し上げております。

ただし、県のほうもまだ実際に療養給付費の実績、また人口割でありますとか高齢者割でありますとか、実績給付に伴いますそういうものを43市町村にまとめて、それをそれぞれ概算という形で交付をしているような中で、ここ数年は通常の一般的な医療費の伸びも踏まえまして、どの程度がその市に妥当な金額であるのかというところも、まず、まだ見えていない部分があるというのが1点。

ただし、制度上、県が主体となってやるということに決まっておりますので、今まで診療報酬支払金や国保連合会のほうから直接市に入ってきた分のお金というものが、当然、制度上、直接入ってこない関係で、その分の補助分が少なくなったというところにはなめない部分ではあると思います。

ですが、負担金の金額というのは実績や先ほど申しましたもろもろのことを含めて県から出された指示額に従って予算要求をしていかなくちゃいけないと。ただし、できる限り金額は抑えた形というのは常々申し上げております。

それと、今後、その保険税を引き上げという点につきましては、今の給付状況だけに限らず、それぞれ、今、国民健康保険税につきましては賦課の部分由市町村ごとに行っております。ただ、県が運営主体となった段階で標準国保税額というものそれぞれ市町村ごとにつくっているわけですが、薩摩川内市で申し上げますと、薩摩川内市は、その表示順額よりも今現在低い状態でやっております。それを将来的に平準化していくことでも上がるという要素はございます。また、今、4方式で賦課をやっている部分を3年後には3方式に県内統一にするという方針が県から出て

おります。

ですから、その部分につきまして資産割部分はその3方式のほうにどのような形で一番市民の方が負担にかからない方法等も、本年度も含めまして検討していく必要がございます。ですので、そういう上がる、今、何も給付自体が急激に伸びなくても上がっていくであろうという要素がございます。

その中でできる限り、今回、市民の皆様に負担のかけない、受益者負担を求めない形でやる限界があると思いますので、その限界がくる、もしくは、その制度改正等に伴います変更に伴う増というものは、避けては通れない部分でございますので、そういう部分では危惧をしているところでございます。

○委員（永山伸一） 何か漠然としてはいますけど、ある程度内容的な部分は理解しようと思います。また、国保加入者がやはり一番国保税が今でも負担が重たく感じている部分がもっと上がっていくという部分に対しては、被保険者の年齢が上がっていけば数が増えてくればそうならざるを得ないのはもう理解はしながらも、何とか国保加入者の方々に情報提供を、今のそういった県の状況の情報、それと、できるだけ医療費の通知をされる際にもちよつと添付するような形で情報等の提供をやはりお願いできればなというふうに一応要望をしておきます。よろしく申し上げます。

○委員（福田俊一郎） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてですけれども、新規事業ということでこの委員会資料に書いてあるのですけれども、もうちょっとかいつまんでわかりやすく説明をいただきたいというのと、約1,300万円の予算についての内訳等について説明をいただければと思います。

○保険年金課長（山元 茂） 予算の内訳でよろしいでしょうか。

○委員（福田俊一郎） 事業をわかりやすく、新規ですから。

○保険年金課長（山元 茂） わかりました。今回の、この一体化予防事業といいますのは、まず、大きく分けて3点ございまして、まず、専門職、保健師という有資格を限定に一人職員を配置をし、その中でKDBシステム、いわゆる医療

データ等を分析しながら、よりピンポイントな対象者把握をして保健事業を展開していくための専門職を置くというところで人件費を要求している部分がございます。

また、今回この事業実施していくに当たりまして、抽出した対象者について介護保険で定める医療圏域の中において実施をするということになっておりまして、訪問指導等、その訪問指導に係る、この場合は看護師で結構なんです、その方々に係る人件費を要求しております。

それ以外につきましては、事業を実施するための事業経費としまして使用料、賃借料等を含めまして、今回、当初予算を要求しているところでございます。

○委員（成川幸太郎） 国民健康保険事業計画の中で、今のと違うんですけども適正化対策の推進の中で多剤服用者というふうにもいろんな指導な対象に入れると。「多剤」というのは、どの程度、何種類飲んだときに多剤というふうに決められるのでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂） 多剤の定義も様々ございます。御存じのとおり薬はたくさんあるんですけども、一般的な多剤というのは15錠以上飲んでいらっしゃる方となるんですが、済みません、細かい部分はグループ長のほうから答弁させます。

○高齢者医療グループ長（外山律子） 一般的には7剤以上を1日に飲む方は、もう多剤という形になるんですが、薩摩川内市のほうでは、今、計画しているのは15剤以上飲む方については訪問指導をかけていこうかと計画をしているところなんです。

○委員（成川幸太郎） わかりました。私は3錠もらっていて2種類入っているんで多剤になるのかなと一瞬不安になったものですから。15錠、1回に、1日にですか。1日に15錠、はい、わかりました。

○保険年金課長（山元 茂） 補足になるかわかりませんが、その7錠、15錠というのは一つの定義でございまして、それは、薬によってはたくさん飲まなくちゃいけないものもありますし、そういうものの中で例えば眠剤でありますとか何かを限定的にして、通常一月以上、そういう薬害被害とか誤飲とかそういうことを含めましたトー

タルのものでございまして、また、そういうものをまた今後も一つ一つの薬、薬剤師の先生、医者の先生等の御意見を聞きながら、どういうことを優先的に多重服薬者として定義して、そういう錠数も含めて決めていくというのも今後検討していこうと思っています。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論ないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第50号 令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長（中島由美子） 次に、議案第50号 令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） まず、歳出から御説明いたしますので、予算調書の361ページをお開きください。

上段の事項、一般管理費につきましては、前年度と同内容の計上となっております。

下段の、後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,924万4,000円増額をいたしております。主な理由は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの指示額による増でございます。

次に、362ページ、上段の事項、一体的実施推進事業費1,292万9,000円は、令和2年度からの新規事業で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係ります職員給与及び保険事業、地域支援事業業務専門員2名の報酬、国保データベース用のシステム賃借料等の事業費分を

計上いたしておるところでございます。

なお、事業概要等の詳細につきましては、委員会資料の21ページ、下段に記載しております。

次の、362ページ、下段、5款1項1目保険料還付金は、前年度保険料の還付金等に係るものを計上いたしているところでございます。昨年度までは4款で予算措置をしておりましたが、今回、新規で3款を新設しましたことによりまして款のずれが生じたため、本年度は5款により予算措置をしているところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますのでお戻りいただきまして360ページをお開きください。1行目の特別徴収保険料予算額6億2,055万6,000円は、8,161万4,000円増額をいたしております。また、2行目の普通徴収保険料予算額2億9,739万1,000円は、3,979万7,000円増額をいたしております。

次に、5行目の一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金基盤予算額4億2,252万1,000円は、2,783万3,000円増額いたしておりますが、これらは、全て令和2、3年度保険料率改定に伴います保険料収入等の増が主な要因でございます。

次に、9行目、雑入は、先ほど歳出の説明に申し上げました一体的実施推進事業費に係ります鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの補助分で、細節におきまして後期高齢者医療制度特別対策補助金のインセンティブ分と一体的事業分をそれぞれ計上いたしているところでございます。

続きまして、予算と関連がございますので、委員会資料の20ページをお開きください。

まず、1、後期高齢者医療保険料の改定につきましては、記載の内容のとおり改正をされております。なお、このことにつきましては、令和2年2月14日開催の鹿児島県後期高齢者医療広域連合第1回定例会にて議決をされた分でございます。

次に、21ページを御覧ください。2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助額の減額についてでございます。

人間ドック補助事業につきましては、これまで広域連合からの全額補助により実施をしておりましたが、国の方針及びそのことに伴います広域連合からの補助率が令和2年度には2分の1に、令

和3年度には補助が廃止されることになりました。

令和2年度においては、周知期間等を考慮いたしまして、一般財源を投じまして令和元年度と事業規模も同じく実施することといたしておりますけれども、令和3年度以降の事業の実施につきましては、今後、事業規模や実施の方法等を十分検討いたしまして方向性を示していかなければならない状況となっているところでございます。

最後に、3、高齢者の保健事業と介護予防の一体実施につきましては、記載のとおりでございます。

この内容に係る経費を令和2年度で当初予算で計上いたしておりますが、事業実施の初年度となりますので、今後、データ、エビデンスに基づきます様々な事業展開を行う基礎を本年度中に構築をしたいと考えているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、説明いただきました人間ドック補助額の減額が、これは、令和2年度に2分の1補助になると言われて、その後、令和2年度における人間ドックの補助事業は周知期間等を考慮して現行のとおり継続して実施するというのは、100%補助されるということです。令和2年度については。

○保険年金課長（山元 茂）単純に言いますと、今まで100%で補助だったものが、令和2年度に補助率が2分の1になっているということでございます。

また、国の方向では令和3年度以降の補助はしないという旨がもう出されているということを説明しているところでございます。

○委員（成川幸太郎）ということは、これ、薩摩川内市なのか県なのかわかりませんが、令和3年度以降にもあれば単独事業として補助をやっていくということは考えられるわけですか。

○保険年金課長（山元 茂）この人間ドックにつきましては、各医療機関と契約を結んで実施をしております。財源が打ち切られたことによりまして、すぐ廃止できるか、そこも含めまして本年度中に関係団体との協議もいたしまして、庁内におきます財政課等を通じた予算的なものについ

でも事業規模の縮小をするのか、廃止をするのかという議論も含めまして来年度中にやっていこうと考えております。

○委員（成川幸太郎） ぜひ元気な高齢者を多くつくっていくということと、介護対象者を減らそうということはいろんな国の方策でもやられているわけですから、できるだけ、国から何で打ち切るのかわかりませんが、何らかの形でそういった補助的なものができて、健康な高齢者が維持できるような制度をつくっていただくことを希望しておきます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子） 次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子） 審査を一時中止しておりました、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 歳出から説明をいたします。予算調書の144ページを開きください。

上段、市民相談事務費から146ページ上段、一般障害者自立支援支援事業費までは前年度同様な予算計上となっております。

次に、146ページの下段、障害者（児）自立支援事業費についてです。前年度と比較しまして3億7,532万6,000円の増となっております。これは、主に障害者自立支援給付費の扶助費の伸びで、前年度に対して16%程度の伸びとなっております。

しかしながら、本年度令和元年度の伸びが8%程度あり、3月補正後の実績見込みと比較すると、新年度の伸びは4%程度であり、ほぼ例年並みとなっているところです。

また、右側の経費の主な内容のうち、5行目、医療型短期入所事業所整備促進事業補助金と、下から2行目の医療型短期入所支援につきましては、新規拡充事業であり、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、147ページから148ページの上段、地域生活支援事業費までは前年度と同様な予算計上となっております。

次に、148ページの下段、障害児通所支援事業費は、前年度と比較して1億7,215万3,000円の増となっております。これは、主に児童発達支援事業等の扶助費の伸びで、前年度に対して44%程度の伸びであります。

しかしながら、本年度、令和元年度の伸びが事業所の増などにより32%程度の伸びとなっております。この本年度の実績見込みと比較すると、新年度の伸びは5%程度の伸びとなっており、新年度は平年ベースの伸びに落ち着くのではと見込んでいるところです。

次に、149ページは、前年度と同様な予算計上となっております。

次に、150ページ、上段の女性・家庭・児童相談費ですが、出水市の女児死亡事案を受けて児童虐待対策を強化・拡充することとしており、その一つとして相談員を2名増員したところであります。なお、この件につきましても、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、下段から次のページにかけては前年度と同様な計上となっております。

続きまして、歳入になります。

予算調書は、33ページから35ページにかけて歳入予算を記載してありますが、扶助費に応じて国・県補助金の増減はあるものの、前年度と比較して大きな変動はないところです。

次に、委員会資料で説明いたします。

委員会資料の22ページをお開きください。新規拡充事業であります、医療的ケア児等家族に対するレスパイトケア促進事業について説明いたします。

人口呼吸器の装着者など医療的ケアを要する在宅の障害児等について介護者である家族の疾病や冠婚葬祭等により短期間入所できる医療型短期入所サービスを提供できる事業所が市内にないため、市外の事業所を利用せざるを得ない状況にあります。

こうしたことから、介助を要する家族の負担を軽減するため、市内に医療型短期入所ができる事業所の開設を促進する事業を実施するものです。

まず、医療型短期入所支援です。医療型短期入所の障害福祉サービスの報酬は、医療入院したときの診療報酬に比べ低額の設定となっており、医療型短期入所を始めようとする事業所において支障の一つとなっておりますことから、この差額分を助成することによって医療型短期入所の開設を促進しようとするものです。なお、助成内容につきましては、表に記載してあるとおりでございます。

次に、医療型短期入所事業所整備促進補助金です。医療型短期入所事業所を新たに開設する場合、監視用テレビモニターなどの設備を整備する必要があり、これに対して補助をしようとするものです。補助率は2分の1で、50万円が上限であります。

これらの支援を通して新年度中には本市の小児科を持つ総合病院におきまして、医療型短期入所事業所が開設されていくものと考えております。

次に、委員会資料の24ページをお開きください。児童虐待対策における今後の対応について説明いたします。

出水市女児死亡事案を踏まえ、児童虐待対策を強化・拡充することとしております。なお、児童虐待対策につきましては、実施機関や関係機関、手続きなど分かりづらい部分もありますが、次の

ページにフロー図を載せてありますので、併せて御参照いただきたいと思います。

まず、初動体制の強化であります。市民・地域からの情報で初動することになりますが、市民・地域からの疑いのある情報の収集を的確に行い、また、母子保健の主管課や教育委員会など、庁内には複数の関係課がありますので、これらとの連携強化、そして、児童相談所や警察署など関係機関との連携を強化してまいります。

次に、個別ケース検討会議での迅速な対応方針、役割等の確認であります。

まず、情報共有に基づき、見守り緊急性・切迫度などの確認をしながら対応方針を明確にして取り組みます。また、見守りの過程でリスクの変化に気づき迅速な会議を開催していきますが、特に特定妊婦、離婚、転居などのリスク要因を分析して迅速な対応を図ることとしております。

次に、ケース移管に係る情報の拡充やフォローの強化であります。

まず、ケース移管様式や手順を工夫します。生育歴など本市が保有している家庭の情報、過去の対応状況は、これまでも提供を行っておりますが、さらに課題・懸案事項などの情報も加え移管していきたいと考えております。また、悪化が懸念される事案に当たっては、既に実施している事前の連絡、移管時の連絡に加え、移管後のフォローも強化することとしております。

なお、これらにつきましては、必要に応じて転出先の自治体、児童相談所を交えたケース移管を行っていきたいと考えております。

次に、対応体制の強化です。まず、議員全員協議会でも説明がありましたが、医療福祉対策監を配置します。また、児童虐待の対応をしております相談員を2名増員することとしております。

資料は以上ですが、これらのものにつきましては、既に実施しているものもあります。なお、これから実施するものにつきましては、随時積極的に対応してまいります。

さらに、県の第三者機関で行われております検証作業の結果が今後明らかになっていくものと考えておりますが、その際には、その内容を踏まえて適切に対応していく必要があると考えているところです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）まず、レスパイトケア促進事業についてお尋ねしていきたいと思いますが、今回、医療型短期入所事業所の開設をするということで、市内の想定をされる医療機関というのは一体どこなのかということと、また、利用される方、予算額が約220万円ですが、どれぐらいを見込んでおられるのかというのを、まず、大きく1点お尋ねしたいのと。

もう一つは、児童虐待対策についてですが、今回、児童相談員を二人増員し、また、初動体制、あるいは迅速な対応とかケース移管に係るフォローなど強化・拡充をするということの説明があったところであります。

本市においては、これまで北薩地域にそういう児童相談所等を誘致して児童虐待における対策の充実を図ろうとしておったわけですが、鹿児島県の今回予算の中に、児童相談所を補完するそういう役割のある児童家庭支援センターというのをこの北薩地域に鹿屋に次いで2番目に整備をしようというようなことで、県の予算に1,470万円が計上されております。

この児童家庭支援センターについては、薩摩川内市、阿久根市、出水市、さつま町、長島町のこの5市町を管轄をするということですが、県がこれは認可をするということになっておりますが、運営費を補助するということにもなっています。実際、こういった事業が行われるということになりますと、当然、どこがするかというようなことで、今回、本市のそういった予算の中にはこれを見込んで計上しておられないのか、この予算とかかわりがありますけれども、こういった状況についての情報がありましたら御説明をいただきたいと思います。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）まず、レスパイト事業のほうでございます。

現在、設置の検討をしておりますのは、済生会川内病院でございます。ここの小児科を中心としてこういった対応をお願いできないかなということで協議をしているところでございます。

それと、事業費につきましては、予算上

219万6,000円計上してございますが、上のほうにそれぞれ助成額がございますので、それに応じて実際にかかった経費で補助する格好になるかなと思っております。

次に、児童相談所といいますか、今度、県のほうで設置します児童家庭支援センターにつきましては、基本的には県のほうの設置で民間事業者のほうに補助なりして実施するということですが、基本的には、もう県がしますので、市のほうで何らか負担するとかというのは出てまいりません。業務的に申しまして、現在、やっている児童相談所の業務の一部の事務が児童家庭支援センターのほうでされるということになりますので、大きな違いとしましては、例えば一時保護をしないといけないような部分につきましては、児童相談所のほうに残したまま、それ以外の部分については、この児童家庭支援センターのほうでされるというようなふうにされております。

ただ、県のほうから具体的な部分はまだお聞きしておりませんので、詳細にはちょっとわからないところはございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

○委員長（中島由美子）ここで休憩します。

~~~~~

午後2時37分休憩

~~~~~

午後2時58分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止して

おりました、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** それでは、歳出から説明させていただきますので、予算調書の152ページをお開きください。

事項、老人福祉管理運営費から157ページの事項、労働者福祉対策費まで、おおむね前年度と同内容の予算計上となっておりますが、新たなものの、または、前年度と比較し増減が大きなものとしては、152ページの上段、事項、老人福祉管理運営費の主な内容に記載の第8期介護保険事業計画策定業務委託が、令和2年度に次期計画を策定することから、3年に一度の経費計上になります。

次に、153ページの上段、事項、高齢者生活支援事業費は対前年度約1,000万円の減となっておりますが、これは、高齢者訪問給食サービス事業において民間宅配サービスやデイサービス利用等による食数の減少及び委託料と利用者負担額の見直し・調整を給食に係る実費経費は利用者負担、配達等に係る経費は行政負担という制度設計に基づき調整したことが主な要因になります。

なお、自己負担額の見直し等については委員会資料の34ページに記載しておりますので、詳細の内容説明は省略します。

次に、154ページの下段、事項、介護保険対策費では、介護保険事業特別会計の事業費増に伴う繰出金が約9,100万円の増となっております。

次の、155ページの上段、事項、地域介護福祉空間整備事業費は、特別養護老人ホーム鹿島園の屋内消火栓ポンプ改修工事に係る経費を計上しており、国庫100%補助になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の36ページをお開きください。新たなものが中段の15款2項2目民生費補助金672万9,000円になりますが、歳出で説明しました事項、地域介護福祉空間整備事業で実施する鹿島園の屋内消火栓ポンプ改修工事に係るもので、補助率は100%です。

その他の歳入については、前年度と同内容の予算計上となっております。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第49号 令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

**○委員長（中島由美子）** 次に、議案第49号令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）** それでは、説明は生活福祉委員会資料を使い説明させていただきますので、委員会資料を御準備いただきたいと思います。

まず、歳出を御説明させていただきますので、委員会資料の31ページをお開きください。

1款保険給付費は各項説明欄に記載の各種サービス給付費で、第7期計画及び給付実績見込み等から積算し計上しており、前年度と比較し増減が大きなものとしては、1款1項2目施設介護サービス費が約1億5,000万円ほど増加しております。

次の、3款地域支援事業費のうち、3款2項3目権利擁護事業費及び5目任意事業費のうち、成年後見制度利用支援事業は障害・社会福祉課が所管しております。

次に、32ページを御覧いただき、下段の3款4項1目一般介護予防事業費が約2,000万円の増となっておりますが、これは、介護予防総合通所型事業、通称ミニデイなど、利用者増加等を見込んでおります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、資料の30ページをお開きください。

4款2項5目保険者機能強化推進交付金については、平成30年度に創設された交付金で、その詳細が平成30年度末に示されたことから、今年度までは補正予算対応でしたが、令和2年度から当初予算に計上しております。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上と

なっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

#### △保護課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）初めに、歳出であります。

予算調書の158ページをお開きください。

上段、行旅病人等取扱い事務費から下段、生活保護管理運営費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、159ページをお開きください。上段、生活保護適正実施推進事業費については、253万7,000円の増額となっており、その主なものは、令和2年度から実施します被保護者健康管理支援事業費であります。これは、被保護者の生活習慣病の予防に関する事業であります。

調書159ページ、下段、被保護者就労支援事業費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

160ページをお開きください。上段、生活保護費については、1億円の減額となっており、主な理由は、被保護世帯人員の減少によるものであります。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

予算調書の38ページをお開きください。国庫負担金、民生費負担金、予算額11億8,451万6,000円は、7,484万4,000円の減額となっており、生活保護費の減額が減額の要因であります。

その他の歳入は、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）個人破綻して生活保護を受けるとした場合に、いろんな条件があると思うんですが、そういうことは年齢によらず、条件に合えば生活保護を受けられるということがあるんですかね。

○保護課長（松尾和俊）生活保護の申請について、特別な制限というのはございません。生活保護を受給しながらでも、自己破産の整理なんかのこちらは指導などもしているところでございます。

○委員（新原春二）先ほど生活保護費の減額は1億円ということでありましたが、額的にかなり大きい額なので、その内訳についてちょっと御説明ください。

○保護課長（松尾和俊）生活保護の場合は、平成28年度はこれまでの一番ピークでございました。その頃は、約800世帯1,000人というようなふうに説明申し上げてきたところですが、今年度約730世帯920人ほど世帯、人員とも低下をしております。

その分につきまして、主なもので言えば、生活扶助、医療扶助が大幅に減額をされてきているところで、今回保護費の減額を行ったところであります。

○委員（永山伸一）資料の51ページで、よろ

しいですか。開始が元年度１２月で７２件ということですが、開始にもいろいろ理由があるでしょうけど、開始とともに廃止もあると思うんですよ。開始の主な理由、ここの下のほうには世帯類型の推移も参考程度にあるんですが、７２件の大体でいいです、一番多かった開始の理由ですね。生活根拠はそうなんでしょうけど、疾病なのか、今ちょっとあった破産とかそういういろんなケースがあると思うんですが、そういう部分の開始の理由。それからまた、廃止について、一番廃止理由という部分が、生活保護を受けなくても済むようになったということですので、そこら辺の主な理由、廃止件数。そこら辺、お分かりでしたらお願いいたします。

**○保護課長（松尾和俊）** まず、開始の理由でございます。開始の理由でやはり一番多いのは、世帯主の疾病、それと預貯金の減少・喪失という、この二つが一番多い開始理由でございます。これはもうこれまでの委員会でも説明申し上げているとおり、世帯主が傷病によって仕事を失ったとか、そういうことで預貯金を減少、使って減少してしまうということで、この二つが最も大きな理由となっております。

次に、廃止の理由でございますが、廃止の理由で一番多いのは死亡でございます。高齢者世帯がやはり全体の半数以上を占めているという関係上、死亡というのが一番多くなってきております。その次に多いのが、働きによる収入の増加、これは私たちが行っている就労支援事業の中で就労支援員、それとハローワーク、ケースワーカー、それらの連携によって就労収入を上げる、就職するというような取組を行った結果、就労収入の増というのが次に続いているところでございます。

その次が社会保障給付金の増加、いわゆる年金ですね、年金の増加、これはその方の傷病疾病、そういうのをいろいろと精査した結果、障害年金なんかを受けられるんじゃないかというようなところも調査をいたしました。その結果として、その分収入で生活保護脱却というようなこともあります。

**○委員（永山伸一）** 言いたかったのは、廃止に向けての就労支援、今されているという、それが主なる原因で廃止にもなっているということ、報

告いただきましたので、ありがたいなと思っていきますけど、更なる就労支援でもって保護から抜かれる支援をこれからも継続してお願いしたいということを要望しておきます。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第２０号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（中島由美子）** まず、議案第２０号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 議案つづり、２０－１ページをお開きください。

趣旨といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによりまして、本条例との条項の整合性を取るため、一部を改正しようとするものでございます。

２０－２ページをお開きください。概要といたしまして、放課後児童クラブは、放課後児童支援員を原則として２名以上置くこととされており、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、基準省令第１０条第３項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととされていましたが、平成３１年度から指定都市——福岡市ですとか、北九州市等で研修を受けた者も実施できることとなったため、今回条例の一部を改正するものでございます。

施行日は、公布の日からとなります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、予算調書の161ページをお開きください。

事項、児童福祉管理運営費は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定められた子ども・子育て家庭等を対象とする事業に係る経費で、前年度と同内容の予算計上となっております。

なお、前年度は次のところに認定こども園整備に伴う児童福祉整備費、昨年度は3億8,863万7,000円計上しておりましたが、4月における待機児童等が発生しない見込みとなったため、本年度は当初予算といたしましては、児童福祉施設整備費は計上しておりません。

次に、事項、利用者支援事業費、162ページ、事項、保育対策総合支援事業費、次の児童手当福祉費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

163ページ、事項、児童館費は、放課後児童クラブの管理運営等に係る経費でございまして、

経費の主なものは、児童クラブの運営に対する補助金等で前年度と比べ同内容の予算計上となっておりますが、児童クラブ数が36か所から40か所へ増加したことなどによりまして、対前年比2,680万1,000円の増となっております。

次の事項、保育所運営費は、経費の主なものは、へき地保育所関係で下駄の保育業務嘱託員報酬、里の管理代行委託料、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所等の運営費の扶助費でございます。

なお、定員の増、単価改正等の理由によりまして、対前年比2億6,300万円ほどの増額となっております。

なお、昨年10月に暫定的に実施いたしました多子世帯実費負担軽減事業、給食費の補助につきましては、予算を総合的に勘案した結果、今回は計上しておりません。

164ページ、事項、母子福祉対策事業費、次の事項、児童扶養手当福祉費、165ページ、事項、子ども医療助成費につきましては、前年と同内容の予算計上になっております。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げますので、予算調書の39ページをお開きください。

負担金、民生費負担金は、児童福祉費負担金でゼロ歳児から2歳児までの保育所保護者負担金、保育料が主なものでございます。昨年の10月の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、3歳以上の保育料、それとゼロから2歳の市民税非課税世帯が無償化したものですから、今年度は対前年比1億6,217万2,000円の減というところになっております。

次の以下、国・県の負担金、補助金につきましては、昨年と同様の割合で計上いたしております。1点だけ、保育所運営費につきましては、昨年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化によりまして、10月から無償化に伴い増額された分は国の負担ということであったんですけど、令和2年度からは本来の基準であります国が2分の1、県・市が4分の1ずつということに変わっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第41号令和2年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（中島由美子）次に、閉会中の委員派遣の取扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察は予定していませんが、今後必要となった場合はその手を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

#### △閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                |       |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 陳情第 2 号                                        | 受理年月日 | 令和 2 年 2 月 2 5 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書                       |       |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 薩摩川内市若葉町 1 番 1 1 号<br>川内たばこ販売協同組合<br>理事長 茶圓 則一 |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                |       |                  |
| <p>国内のたばこを取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にある。</p> <p>県内の葉たばこ耕作の状況は、農家数 1 9 6 戸、面積 4 0 4 ヘクタール、販売高 1 9 . 7 億円となっており、たばこ耕作農家は、自らの農業経営を託し、自信と誇りを持ってたばこ耕作に取り組んでいる。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取組を怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けている。</p> <p>零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ産業の健全な発展を図り、もって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負している。一方、近年の度重なる増税や、一律、過度な規制は、我々組合員の経営を直撃し、まさに死活問題となっている。</p> <p>飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行までの限られた間に、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められており、短期間に相応の負担を強いられる状況となっている。</p> <p>一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法的嗜好品であり、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしている。平成 3 0 年度の鹿児島県のたばこ税は、県税 1 7 . 5 億円、薩摩川内市税約 6 . 3 億円（市町村税 1 0 7 . 1 億円）となっており、一般財源として大きく貢献している。改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには、一定の喫煙場所の整備が重要だと考えている。</p> <p>分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止はもとより、継続的安定税収の確保に資するものとする。また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨てや歩きタバコが減少し、行政や商店街等が取り組む環境美化の推進が期待される。そして、喫煙室（場所）設置や排気設備の更新が進まない飲食店等の事業者を支援することは、健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になる。</p> <p>令和 2 年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされている。財政物資としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として、一定の役割を果たしているところであるが、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて、優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考える。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項について強く陳情する。</p> |                                                |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                |       |                  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方たばこ税の一部を活用し、公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めること。</li> <li>2 地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。</li> <li>3 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナーの向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当すること。</li> <li>4 国に対し、薩摩川内市議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                |       |                  |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 中 島 由美子